

淀川水系流域委員会
第3回意見聴取反映WG検討会
議事録（確定版）

日 時	平成18年 9月13日（水）
	午後 1時34分 開会
	午後 4時58分 閉会
場 所	みやこめっせ 地下1階 大会議室

〔午後 1時34分 開会〕

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

定刻を5分ほど過ぎましたが、これより第3回意見聴取反映ワーキンググループ検討会を開催いたします。

お手元に配付資料リストがございます。本日の配付資料リストは以下のとおりでございます。ご確認いただきたいというふうに思います。なお、8月29日の検討会より、議事録を作成し、それを公開することになっております。したがって、本日の検討会も議事録を作成し、公開するというふうになります。また、8月31日の運営会議におきまして提示された資料につきましては、原則公開ということが確認されております。したがって、本日の資料も原則公開ということで進めさせていただきたいというふうに思います。

議事の開始に先立ちまして、河川管理者の異動がございました。河川管理者の方からご紹介していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

どうも、こんにちは。9月8日付で前任の児玉調査官から引き継ぎまして、前淀統の所長でございます、神矢弘と申しますが、このたび河川調査官を拝命しましたので、今後いろいろお世話になるかと思っておりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、これより進めてまいりたいと思います。田中リーダー、よろしくお願いいたします。

○田中WGリーダー

では、先に進めさせていただきます。では、次第、一応、1、2、3、4と番号を打ってございますが、きょうは1時半から一応4時半までということですので、その中で、時間どおりにいくかどうかわかりませんが、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔これまでの意見聴取についての河川管理者からの報告〕

○田中WGリーダー

それで、この間もいろいろお願いしておりました管理者側からの意見聴取についてのいろんな報告をしていただきたいということで、お願いしたいと思います。それで、これはどのぐらい時間がかかりますでしょうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

該当する資料は、お手元の資料の1－1及び1－2でございます。この程度の分量ですので、10分もあればという。とりあえず、ご説明は。

○田中WGリーダー

できればひとつ詳しく、よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい。

○田中WGリーダー

では、よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それでは、早速でございますが、私の方から資料の1－1及び1－2の概要説明ということでさせていただきます。タイトルでございますように「住民意見聴取の取り組みにおける河川管理者の評価」としておりますが、それともう1つの資料1－2の方は「事業執行における住民との関わりの具体的事例」ということで、これはこんなことをやっておりますという事例紹介でございます。

まず、1番目の方の1－1につきましては、これまでこの河川整備計画の第1項、第2項、基礎原案あるいは基礎案、そういったものが出た段階という節目におきまして、幾つかの手法を用いて住民意見聴取の取り組みを行ってきたというものを取りまとめたものでございます。この資料を見ていただきますと、全部で3ページにわたっております。大きく、いろんな場所でいろんな説明会なり意見聴取の方法をとって、その都度その都度の表現は若干異なっていたかもしれませんが、今回取りまとめを行うに当たりまして、大きく3つに区分できるであろうということでまとめをいたしました。それが、それぞれ1枚のペーパーにまとめてございます。順番に申し上げます。

まず、1番目は住民説明会という定義をつけております。これは、まずその意見聴取の方法として、河川管理者サイドが住民の皆様に説明を行う、それに対して質問なり意見なりを出していただくというような、そういう体裁のものを総称して説明会と定義いたしました。

それから、2番目は住民対話討論会という定義をしております。これは、住民の方々同士で、あるテーマに関しまして意見を述べ合っていただき、そこでお互いに議論をしていく中で意見の修正なり、あるいはさらに、何と申しましょうか、レベルを上げていくというか、意見の深化、深まりを期待するというような、そういうことを行ったものでございます。その際にはファシリテーターというような取りまとめ役を設けて、議論が活発化するようにしたというようなものでございます。

それから、3番目は、まさに書いてございますように、メール、はがき、ファクスなどによる、

いわばどちらかという一方から、住民の方々の方から意見をまず出していただいて、それに対して後日それに対する回答を出すというような、そういうふうな体裁のものでございます。

以上が概要でございますが、中身を少し説明してまいります。まず、1ページ目でございますが、住民説明会。これは先ほど概要で申しましたとおり、河川管理者サイドから、まず計画内容の説明を行うというものであります。それを行った上で、それに対する意見あるいは質問、そういったようなものを出していただくということでございまして、これは評価できる点というところで幾つか挙げておりますけれども、要は河川管理者が住民の方々と直接やりとりをできるのだということで、住民の方々の思い、意見あるいは質問、そういったようなことを具体的に聴取することができるということ。また、もう1つは、いろんな場所で説明会、意見交換会、そういったようなものを開催することで、広い地域の多くの住民の方々のさまざまな意見聴取ができたのではないかとというようなことが挙げられると思います。

また、個別項目ということでちょっと書いてございますが、これは琵琶湖の河川事務所管内でやったことでして、ちょっと前回ということではないのですけれども、ここではコーディネーターによる運営ということも行っております。これを行うことで、例えば丸ポツが幾つかございますが、真ん中にありますが、質問等をコーディネーターが要約することにより質問の真意が理解でき、回答も的確を射たものとなる、また会場の参加者も理解が高まるといったような、そういったメリットがあったのではないかとというふうに総括してございます。

ただ、留意点というところで幾つか挙げておりますが、反省点と言った方がいいかもしれませんが、例えば参加していただく方の性別ですとか年齢ですとか、そういったことに若干偏りが見られたと。あるいは、どうしても説明会となりますと多少大がかりになってまいりまして、開催時間ですとか、あるいは場所とか、そういったものに制約がある。しかしながら、そこには、どうしても意見が言いたいけども時間的なことが合わなくて参加できないといったような方もいらっしゃるのではないかとということ。それから、これは以前も、この場での議論でも出たような気がいたしますが、3番目としまして、そういう場には来ていただくかもしれないけれども、どうしても意見を出していただけない方、あるいはその以前の問題として、そういう場に出てこれられない方、そういったいわゆるサイレントマジョリティーといったような方の声を、どういうふうにして聴取していったらいいのかという、そういう悩みが残ることがございます。

それと、もう1つは、これはこちらサイドの反省ということなんですが、説明内容が多岐にわたる、あるいは分量が多過ぎる、専門用語が多いなど、そういう説明会に初めていく方に対しては特に、そういうふうな理解をしていただくことができなかったのではないかとということが挙げら

れます。

もう1つは、やはりこれも最初の方と関連するかもしれませんが、大がかりになればなるほどコスト軽減、コストといったことがどうしても避けて通れない、そういったことが若干大きくなってしまったのではないかと。したがって、これはコスト軽減を図る必要があるのではないかと。これは事前の広報とかそういったようなことも含めて、そういった問題があるのではないかと考えております。これが、まず最初の住民説明会というものでございます。

続きまして、2番目の住民対話討論会でございます。こちらの方は、最初概要で申しましたように、討論会で住民同士が議論することにより、他の方法では得られない深い意見を住民からいただきたいということを期待して実施したものでございます。例えば、そこにありますようなテーマ、「河川敷の利用と保全の方向性」、「ダムについて」といったようなテーマについて主に実施をいたしました。その際には、進行、取りまとめ役として、第三者のファシリテーターを置きまして、その方の司会進行、取りまとめということでやっていただきました。また、円卓方式等によって実施いたしまして、河川管理者は直接その討論には参加しない、質問あるいは事実誤認などがある場合にのみ答えるという、そういう方法をとっております。

そのような中で、評価できる点ということで幾つか挙げておりますが、まとめて言うならば、2番目のところにもありますが、当初は自分だけの意見を言うと、なかなか、という方が多かったわけですが、議論をやっていく中で、やはりお互いに新しい発見といったものもございまして、なぜこの人はこういう意見を言うのか、自分の意見と全然違うのかということが最初はわからないものも、議論を深めていく中で新しい発見といいますか、そういったことができてきて若干改善されていくということが挙げられるかと思えます。また、第三者であるファシリテーターを入れるということで、議論の透明性も確保できたのではないかというふうに思っております。

また、これは個別項目ということですけど、例えば1番目に挙げております「河川敷の利用と保全の方向性」などでは、住民の同士で活発な意見交換をしていただいたということで、これについては参加した方々の中からも、あれはよかったというような、そういう評価をいただいたところでございます。

ただ、やはりこれも留意点、反省点といいますか、そういったことも当然あるわけでございまして、例えば右側の共通項目の2番のところに挙げておりますが、テーマは多くの人が理解しやすく身近な問題としてかわり合いのあるものを選ぶ必要があると。今回の場合は、ダムですとか河川敷の利用と保全の方向性といったテーマを選んだわけですが、これは今後こういうやり方をする場合の留意点ということかもしれません。横の備考欄にも似たようなことが書いてございます

が、要はそれがわかりやすいテーマ、問題点を絞れるテーマ、そういったものでなければ、やはり議論が発散してしまうおそれが十分あるということです、この辺は十分留意しないといけないということで挙げております。

また、4番のところ、これは評価できる点と裏表の関係かもしれませんが、対話による意見の深化、深化というのはお互いに理解を深めるということなんですが、それを期待した部分はありました。そのとおりになった部分はあったけれども、逆に双方が自分の当初の主張のみを主張して、なかなかその辺が期待したとおりに成果が上がってない部分もあったというような、そういうところが挙げられようかと思います。

それから、3番目は、メール、はがき、ファクスによる方法でございます。これは、余り説明する内容もございませんけれども、留意した点としましては、評価できる点のところで挙げております。2番のところですが、さまざまな窓口を常にかけておく、ここで言うさまざまというのは、メールですとかはがきですとかファクスですとかいろんな手法という意味ですが、そういう窓口を常にかけておいて、意見提出にかかる制約をできる限り小さくすることができたということでございます。また当然、メール、はがき、ファクスなどだけではなくて、前に説明した2つの方法等とあわせることで、4番のところに書いてありますが、より幅広い意見聴取が可能になると考えられるということでございます。

留意点のところには1つ、幅広く意見をいただけるが、住民説明会に比べていただく意見の数が少ないというふうにありますけれども、これは具体的にそういう意見をもらった数が少ないということよりも、だんだん時間がたつにつれて、同じような内容にずっとなってしまうというような部分もあるのかなということで、こういうふうな留意点を挙げてございます。資料の1-1の説明はざっと以上でございます。

続きまして、資料の1-2の方ですが、これは、ちょっときょうの時点では概要ということでございまして、幾つか挙げてあるに過ぎませんが、実際にはこれ以外にもたくさんやっておるわけでございます、代表選手という位置づけで聞いていただければと思います。

内容は書いてあるとおりのなんですけれども、例えば琵琶湖河川事務所がやっております、河川敷利用にかかわる「河川保全利用委員会及び対話討論会」といったようなものがございます。これは、その委員会あるいはその中で住民の方々からの意見聴取をするという、そういう内容になってございます。それから、同じく琵琶湖河川の環境という項目で書いておりますが、「琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会」というものも設けております。これは住民の方も入っておりますけれども、いろんな機関ですね、琵琶湖固有種であるニゴロフナ等をふやすための取り組みを、高島市の住民団体、

農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関等、すべて連携して実施しているものがございます。要は、自然観察会と高島市うおじまプロジェクトという名前がついておりますけれども、そういったものを一緒になって推進しているということでございます。

それから、淀川河川事務所が行っております「スーパー堤防、防災拠点」とありますが、これは、やはりワークショップをつくりまして、「『堤防で憩い・集う』計画づくりのワークショップ」というものでございますが、その中で、住民、市民団体の方々の意見を聞きながら計画を策定したということで、そういう計画づくりに一緒に入っていたというものでございます。

それから、猪名川河川事務所が行っております、これは環境項目になりますけれども、「下河原エコアップワークショップ」と、これもワークショップ形式ですので、先ほどの淀川のもの之余り変わりはないかもしれませんが、そういうワークショップ形式を行うことによって、ワンドの整備ですとか観察、そういったようなものを実施するというところでございます。

それから、次の木津川上流事務所が行っているもの、これもやはりワークショップでございますが、これは「木津川流域水環境管理ワークショップ」というタイトルでございます。これも同様のワークショップ形式での議論といったものでございます。

それから最後に、一庫ダム、これは水資源機構でございますが、一庫ダムにつきましても「ダム下流河川環境復元対策についての意見交換会」といったものを設定しておりまして、これは、一般住民、NPO、漁業組合、水道事業者、河川管理者、そういった人々が一堂に集まって、流域にとっての環境の望ましい姿を討議するという意見交換会を実施していると、その中でいろんな意見をお聞きしていくという、そういうものでございます。以上が、資料1－2の説明でございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中WGリーダー

ありがとうございました。

では、まず3つの大きな項目に分けて、皆さん、委員から議論していただきたいと思いますが、まず最初の、いわゆる住民意見聴取の手法で住民説明会というものをずっと実施されてきたわけなんです。これと、それから次の、いわゆる住民対話討論会、3点目が今最後に説明をされました具体的な事例、この3つの項目に少し分けて、最初にとられました住民説明会の今の報告に対して、委員の方、何かご意見なりありましたら、お願いしたいと思います。

はい。

○今本委員長

今本ですけれども、今のご説明なんですけれども、河川法の第16条の2の第4項でしたかね、住民

の意見を聞くことをいろんな方法でやるようにという、その一環としてやっておられると理解してよろしいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

これは段階で申しますと、まだ河川整備改革、河川法上は原案を住民意見を聞いて、それを反映すべく住民意見を聞くという、そういう内容になってございます。まだ、その原案ができていない段階でございますので、これは河川法上で言いますと、まだその中には入ってないという。

○今本委員長

確かにそうなんですけどね。ただ、基礎原案から基礎案に至るという形の中で、これをやっておられるのは、その線上にあるのかなという気がしたものですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

もちろん全く無関係ということにはならないと思います。

○今本委員長

ですわね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい。ただ、法的な位置づけということで言うと、まだ原案ができてない段階で意見を聞くことはできませんので。

○田中WGリーダー

では、寺田委員、お願いします。

○寺田委員

寺田です。今の調査官の説明は間違っているんですよ。よく条文を見てください。河川法の16条の2の、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるための処置というのは、前項に規定する場合ということで、前項というのは計画の案を作成しようとする場合となっているのです。原案ができてからということじゃないです。それは、5項の方の、都道府県知事との、市町村長の意見を徴する場合には、これは原案ができてないといけないわけです。だから、ちょうど流域委員会が、原案ができる前から、計画の前にやってきていますけれども、これはどんな時期にやっても、この法律から言うと、それは構わないわけなんですわね。もちろん原案ができたときにもやるわけですが、原案ができる前にやっちはいけないというわけではないわけです。だから、原案ができてからでないと住民の意見聴取とか意見反映というような手続が、それから始まるということではないので、そこはちょっと誤解がないようにされた方がいいと思います。

だから、私も、今委員長が質問されたように、こうしてやってこられたのは大変評価しているわ

けで、これまで本当にこういう形でほかではなかったと思うんです。まだ原案の前の前の早い段階で管理者の方が、いろいろこういう説明会なり、次の集会なりというような形のもので住民に対する説明を行い、また意見を聞いてこられたというのは、それは河川法の趣旨からもちろん反しませんが逸脱もしないし、むしろこの趣旨を最大限生かすものだというふうに、そういうぐあいに評価していますので、そこだけちょっと誤解のないようにしてください。

○田中WGリーダー

どうぞ、川上委員、お願いします。

○川上委員

ただいま調査官からご説明のあったところでございますけれども、この住民説明会というのは、従来もいろんな公共事業の中でやってこられた、事業者から住民に対する一方的な説明、場合によっては説得という性格のものもあったかも知れませんが、今回は参加者の質問に答えるということで、ある程度の応答があったように見受けられますけれども、従来型の極めてオーソドックスな説明会というのは一方的な説明で、質問があっても今は答えられないとか、かなりそういう方法が多かったというふうに思っているんですけれども、今回はコーディネーターを設けるなどの改良型の説明会もあったようで、その場合はより一歩進んだ、いろんな積極的な意見だとか質問を受け入れるという効果があったと思います。

ただ、住民説明会と流域委員会が提案した対話集会といいますか、対話討論会といいますか、これとは基本的に性格の違うものだと私は認識しております。やはり、ここに賛成派、反対派というふうに書かれておりますけれども、これが適切かどうか分かりませんが、推進派と反対派というか、その討論の中からさまざまに討論の内容が深化するというか進行していくわけですが、そのプロセスをやはり河川管理者が近くで聞いておられて、その中から双方の言いたいことのエッセンスを聞き取るというふうな意味合いのものでありますから、基本的に性格の違うものではないかというふうに私は思っているんです。

今回、こうやって河川管理者の評価と、ある意味での反省点、こういうふうなものが明らかにされて、なるほど河川管理者は我々が提案した対話討論会というものをこういうふうに取り取っていらっしやったのかということがよくわかりまして、これからワーキンググループで取りまとめていくわけですが、非常に大いに参考になるということで感謝申し上げたいと思います。

○田中WGリーダー

よろしいですか。

三田村委員、お願いします。

○三田村委員

今の川上委員のご発言にお答えをしていただくことになろうかと思うんですけど、その前に、全体にかかわる問題で、委員長あるいは寺田先生がおっしゃったことにかかわって確認をしておかなければならないと思って、戻りますがよろしいですか。

○田中WGリーダー

はい、お願いします。

○三田村委員

私どもが住民意見聴取ワーキンググループで目指しておりますのは、新たなといいますか、あるいは改善点というものを提案しなければならないというのが一番大きな点だろうと思っております。それがどこで生かされるのかというのは、非常に興味があるところであります。先ほどの河川管理者のご説明では、原案に対してというようなニュアンスでお話になりましたけど、それなれば、まだまだ私たちは頑張ってやらなければならないと。もちろんむだにはならないですけどもね。今の整備計画に対してという意味では、非常に有効に使っていただけるのではないかと思います。

そこで、お尋ねしたいのですけれども、先ほど住民対話集会あるいは住民説明会、この中には意見交換会というのがあるのだと思うのですけれども、あるいは、メール、はがき等による方法と、3つのグループにお分けになった、いわゆる住民の意見の聴取のやり方で得た成果を反映されたという言い方はおかしいですけど、されたのか、あるいは、それは要するに試行段階だから置いておいて、原案ができてからもう一度やろうとしてらっしゃるのか、それをお伺いしたい。

もう一度おやりになるのであれば、それは非常に丁寧でありがたいことでもありますし、私どももそこに参与することができるのですけれども。そのように受け取れたのですが、いかがでございましょうか。原案作成の段階で、もう一度丁寧におやりになるということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

原案作成して、全くこれと同じようにやるかということは、まだ決めておりません。ただ、当然今までの経緯がございますし、こういうふうなやり方、いろんなやり方、こんなやり方、あんなやり方があったと、かつまた流域委員会の方からいろいろご提案もいただいているということですので、やはり要は手法ですね。意見を聞くことは間違いない、それは間違いないしに聞かなければならないです。ただ、その手法については、ちょっといろいろこれから検討しないといけない部分もありますので、今きょうの時点でこういうやり方でやりますというのは、まだ決まっていないので言うことができませんけれども、考え方としてはそういう考え方だと思います。

○三田村委員

ごめんなさい。大事なことなので。考え方としてはそんな考え方とおっしゃったのは、今までおやりになったのは試行だということで。要するに、どういう手法があって、それでどういう意見聴取ができて、それで反映できそうかという、その辺までの試行だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

といいますのは、これから本格的におやりになるとするならば、やっぱりまた違ったことになろうかと思います。要するに、今までの反映させるところには重点を置いてなかった、原案作成に至るまでのところに、そのように受け取ってよろしいのか、これは非常に大きな問題だろうと思いますね。これから出てまいります原案が住民意見の反映に至った原案なのか、それとも、それはもう試行で置いておいて、これからやるのだとおっしゃるのか。これは非常に私どもにとって大きな問題ですので、そこを明確にお答えいただければありがたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

例えば、第1項、第2項、あるいは基礎原案から基礎案と、順番に中身を精査といいますか、意見を聞きながら、それを反映した形で今まで出してきたというふうに思っておりますので、やはり今後もそれが続くんだと。言ってみれば、さっき委員長がおっしゃったような、延長線上というんですかね、そういう感じになると思っております。

○三田村委員

ありがとうございました。安心いたしました。

○田中WGリーダー

ほかにございますか。千代延委員。

○千代延委員

千代延です。そしたら、もう一回確認させていただきますけれども、今我々が河川管理者に対して、どういう方法で聴取するか、反映をどういうふうに、結果は別にして、どういうふうな形で反映させるかということを、今までにも何回かやったと思うんですけれども、ここでもう一度まとめてお出しするというのが、一番のメインは最初調査官がおっしゃいました、次に出てまいります整備計画原案というやつですね、基本計画が定まった後に。それを最大の、そこに照準を当てて、そのときにどういうふうにして住民意見を聴取すればいいかということに、役に立つようなことを我々が出したらいいというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

ちょっとわかりにくいですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

そうですね、はい。前回の、前児玉調査官も言っていたようにと思いますが、今回委員会の方々にお願いしたいと思っておりますのは、そういうプロセスですね。そのプロセスが非常に重要だと思っておりますので、それに関しまして具体的に何をやればいいのかということを、意見をいただければというふうに思っておりますけれども。

今ので回答になっておりますでしょうか。

○千代延委員

わかりました。

○田中WGリーダー

千代延委員、よろしいですか。

○千代延委員

はい。

○田中WGリーダー

寺田委員、お願いします。

○寺田委員

寺田です。これは委員の皆さんもご承知のことなのですが、もう一遍再確認をしておきたいと思います。法律の規定による住民参加の手続ですね。これは、河川法を除いては、ほかのいろいろなところで、例えば都市計画決定の段階でも住民参加の規定がありますけれども、国土交通省の関係でいえば。いずれも、これは意見聴取なんです、規定の仕方は。片仮名で言えばパブリックコメント、意見書提出、それから何かいろいろ集会を開いて意見が言えるとかいうのももちろんあるので、意見を聴取するという手続ですね。

ところが、河川法は意見聴取という規定の仕方をしてないわけなんですね。これは、もう皆さんご承知のとおりなんです。書いているのは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な処置というふうに書いています。解釈からいけば、より進めた、発展させたものだと、それを目指したものだと、少なくともこの規定は、河川法は、ということが言えると思うんです。

ただし、どこまでやれば意見反映をしたと言えるかというのは、これはさまざまな考え方があると思うので、住民がいろいろ意見を言ったことを全部、ここに取り込んだ、ここに取り込んだと言って、全部100%取り込むという必要はもちろんないわけなのです。基本的に大事なことは、やはり関係住民等から出てくる意見に耳を傾け、それから、ぜひ有益な意見は採用しようという姿勢なんですね、大事なのは。これまでは、ほかの住民参加の手続は、やはり聞きっぱなし、言いつぱなし

し、すれ違いで、結局は住民の方の不満ばかりが高まるというふうなことで非常に形式化していたといえます。

だから、この我々の委員会は、河川法のこういう規定の仕方という形式的なものにこだわるということではないのだけれども、せっかくこういうふうな規定を平成9年につくったわけだから、やはりこれまでとは違った住民参加、実質的な住民参加というものを、やはりやろうと思えばできるという可能性を、この河川法の規定は与えたわけなんですね、これは。だけれども、どこまでやればいいかというようなことは何も河川法では規定をしてない。だから、管理者の意欲次第というところがあります、基本的には、それは。

だけれども、大事なことは、住民が単に言っぱなしではなくて、やはり十分にその意見が言える。それから、もちろん質疑ができる。さっきも管理者もおっしゃったように、難解な専門知識が要るものとかいっぱいあるわけで、住民がなかなか内容を正確に理解するというのは大変難しいわけですね。だから、1回、2回のごく限られた説明会だけをやっても、なかなか内容が理解できるわけではない。それを、だから、少しでも説明が、内容を理解できるような工夫をしなくてはいけないということが出てくるのだと思うんですね。それから、意見を述べるというところも、やはり討論ができると。この討論は、管理者対住民という間の討論ね。これは、主にはもちろん質疑、言っていることがわからんから、これをもっとちゃんと説明しろとかいうことも入るかもしれない。だから、ある意味では説明会とオーバーラップするわけですね、それは意見交換会。

だから、きょうの管理者の方の1枚目の方には、「説明会・意見交換」と書いていますけれども、実は、ここで言う意見交換というのは、質疑にとどまる意見交換なんですね。質疑を超えるような意見交換は、これはむしろ対話集会と同じように、やはり住民の意見を、いい意見を反映しようと、吸収しようというふうな姿勢で行うものなんですね。これは単なる説明会とはやっぱり違うと思います、段階が。だから、段階的には、情報を提供し、住民の理解をしてもらうというための第1段階、それは説明会、それからその内容の質疑、それから第2段階は意見を住民が述べるという段階に進むわけですね。その段階では、やはり公聴会というのは例示として河川法は規定しているわけですね。

公聴会もいろいろな開催の仕方があるので、必ずしもこれが公聴会やというものは、もちろんないのですけれども、討論ができるというのが、公聴会の一番いいところなんですね。だから、意見交換会、質疑の程度を超える意見交換会は、まさに僕は公聴会だと思うのですけれども。そういうことであれば、住民がいろいろおっしゃる中で、本当に管理者の方が参考にできる有益な意見、貴重な意見というものを探すのだという姿勢で、やはり臨まないといけないうるんです。

形式的にまあ公聴会を開くのだというふうなことではなくて、何かいい意見はないかということですね、素人的判断でも、あつというて気づくことがあるわけですね。だから、そういうようなことの発見の場だと僕は思うんですね。

それから、この委員会が提案した、ファシリテーター方式によるこの住民意見対話集会、住民対話集会ですね。これはむしろ管理者対住民という間の意見交換ではなくて、いわゆる住民同士の、非常に賛成・反対の意見対立があるというような問題について、住民間で十分に議論をしてもらい、そしてその両方の理解を発展させてもらおうという、そこでファシリテーターが中に入り、場合によっては管理者が、説明を補助するという形でしか参加しないけれども、基本的にやっぱり一方的思い込みによる反対とかいうものをなくそうということだと僕は思うんですよ。

そういうことで、このファシリテーター方式というものを、これは何遍も開くんだと、いろいろな場所で、規模は小さくてもいい、それをやはりなるべくたくさんやろうと、n回とこの委員会が言ったのはそういうことだと思うんですけどね。これもやはり管理者の方が、そういう全くのオブザーバーではないけれども、いわば中心的な立場ではなくて参加をして、そこでの住民間の対立する意見を持っている、住民間の議論を聞いて、その中で何かはたと感じるものがあるかとか、何か得るところがあるかとかいうことで、やはり行うものだと僕は思うんですよ。だから、結局はやったけども賛成論者が賛成ばかり言い、反対は反対ばかり言いに終わるということは、もちろん多々あるわけなんです。けども、そうであってもそれは何か得るところがあるかもしれない。だから、必ず住民同士の住民対話集会で一つの結論が出るということは、僕は必要ではないと思うんです。

それがこの第2段階で、第3段階はこの意見反映というところなんですけども、これは河川法の規定しているところで、反映させるためには、結局はどういうことまでやれば反映したということになるのかと。これは、まさに三田村先生がさっきご質問されたところで、これは法律には何の規定もしていません。前に児玉さんも、私も似たような意見でしたけれども、今のこの、これまでのような形式的な情報提供のための説明会とか、それから形式的な意見聴取というものにとどまらない、やはり積極的によい意見を吸収するのだという姿勢で行う説明会なり意見交換会なり、そして公聴会なり、住民対話集会というものを、時間は少々かかっても、費用はかかっても一生懸命やると、そういう過程こそが大事なんだということです。その中で、ここにこの意見を取り込んだよと、言える部分があるかもしれないけれども、それが結果的にはなかったということになっても、それはやはりこの意見反映のための処置を講じたということには、僕はなと思います。法の規定が、法律が要請した手続はまさに実質的に行われたのではないかというふうに僕は理解しているんですけどね。

この辺のところは、段階を追って、やはり行っていくもので、その中にもいろいろ態様があると。それをテーマとか時期とかいうものによって、どう使い分けるかということが必要なんだと思うのですけれども、そういうことをこの部会でも、ワーキングでも少し整理をして、管理者の方が、これから原案について法定計画で、確かに原案をつくった段階では、最終段階、やらなくちゃいけないことは間違いないわけですね。これまでにやってこられたことがむだになるわけではなくて。しかし、少なくとも河川法の規定によれば、原案ができた時点では、それはやっておかないかん。そのときに、どういうやり方でこの住民参加の手続を踏まれるのかということに資するような意見を、このワーキングの方で今回は出しておく必要があるのではないかというふうに思います。

○田中WGリーダー

ありがとうございました。ほかにご意見は。川上委員。

○川上委員

川上です。もう今、寺田さんがすごいことをすべて言ってくださって、私ももう本当に納得できたのですが、これまでの過程で、住民説明会と対話集会とが、各事務所によって違うかもしれませんが、木津川上流河川事務所なんかを見ていると、対話討論会をやりながら住民説明会もやるというふうに、両方やってこられたわけですね。

それで、その住民説明会というのが、対話集会・対話討論会に参加する人たちよりも、もっともっと狭い範囲で、本当に地域の住民の人たちを対象に案内をされ、そういう人たちを集めて説明をされた。一方、対話討論会は非常に広域的な人たちが集まり、そして、だれでも参加できるというふうに門戸を開いておやりになったということで、おのずとその意見の内容や性格が違っていただけないかというふうに考えるわけです。その2つの手法の整合性がとれていたかと。

対話討論会においても、まず河川管理者の方から説明をされるわけですね。そのときの説明と、狭い地域の住民を集めて行われた住民説明会で行われた説明と、果たして同じ内容といいますか同じ性格といいますか、そういうふうに整合性がとれていたのかなということが、ちょっと私は疑問に思うところなんです。その参加者の違いと、それから、その違いから出てくる意見の内容や性格が異なるという可能性、それから今申し上げた2つの方式の説明にどちらも整合性がとれていたかという、この3点は今回検証したいなというふうに思っております。

○田中WGリーダー

住民説明会というのは、住民対話集会の前での一つの手法として考えておられたのか、あるいはいわゆる説明会をいろいろしたけれども、これでは少し不満だというか、あるいは納得できないなということで、ファシリテーターという方向性が出てきたのか、あるいは同時に併用といいますか、

考えてやられてこられたのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

恐らく、ちょっと私もこれらのものに参加していなかったものですから、ちょっと憶測で物を言っている余りよくないんですけども、いろいろ局の中身というか内部で議論した中で考えられることとしましては、ある程度やっぱり試行錯誤というか、そういうふうな部分がやはりあるのではないかと思います。要するに、最初からAの方向、Bの方向、Cの方向、Dの方向と全部あって、ここではこれにしよう、あそこではあれをやりたいというふうに、きちんとやっていたわけでは多分なくて、あそこでこんな方法をやったら結構うまくいったよというか、そういったようなことも取り入れつつ、実施していった。また、ちょっとそれは現場によって多少条件も違うでしょうから、一概には言えないかもしれませんが、その辺は恐らくそういうことではないかと思います。

○田中WGリーダー

ほかに意見は。

○今本委員長

はい。ちょっと観点を変えた質問なんですけどね、こういうふうにしていろいろと住民の意見を聞こうとされたということは、非常に結構なんですけど、それ以前にこういうことについて意見を聞きたいですよということを、住民に対してどういうふうにして知らせたのですか。あるいは、どういう方法で情報を発信したのかということを教えていただけませんか。例えば、何々ダムについてのご意見をお伺いしたいのでお集まりくださいとしてやったのか、あるいは今我々はこうこうこういうようなことを考えていますので、それについての意見を聞きたいという、そういう中身ですね、情報の内容といいますか、それにどういう手段でやったのか、どういうところに伝えたのかと。その辺のところを、もし今わからなかったら、後からでも結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。琵琶湖のダム関連につきましては、対話集会を開催する第1回目は説明会的に実施をして、それで内容知識を深めていただいた上で対話集会という形で行ったというふうに理解しているんですけど。

○今本委員長

1回目の実施するときに、どういうふうにして皆さんに周知したのかということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

それは募集をかけた段階でと。

○今本委員長

どういう方法で募集をかけたのかです。例えば新聞の折込みビラに入れたとか、ホームページに載せたとか、電車での広告にやられているのを私は見たことがありますけどね。あれだけではこんな会があるぞというだけで、中身をもっと丁寧に教えてやらないことには意見も出しにくいのではないかと。あるいは、来る前にあらかじめ資料を読んでくる、初めてこういう場に来て聞くというのではなく、あらかじめ与えた方がいいような気がしましてね。そういうところがどうなっているのかなということです。

○三田村委員

それに関連してよろしいですか。

○田中WGリーダー

どうぞ。

○三田村委員

おおよそは伺っている部分がありますので、ワーキンググループとしては、そんなに大きな支障はないのかもしれないですけども、後で意見交換会の中心的なものになります、目次のⅡの2にあります、「伝える」「聴く」というのがありますが、この伝える方法、仕組みというものを、私たちはもう一度真剣に考えなければならん。これは非常に基本的に大事な問題です。いかにして住民の意見を聞くまでに至っているのか。本当に中央値を吸い取ることができるのか、これは非常に大事な問題です。そういう意味では、つり革等でやられるだとか、無作為にやるだとか、幾つかの方法があると思うのですけれども、そこら辺でおやりになったことと、それから難しかったこと。お金のことは聞きたくないですね。そういうようなのをここで聞くというよりも、ワーキンググループが疑問に思ったときに、リアルタイムで対応してくださればありがたい。それをぜひお約束していただければと思います。ここはどうされたのでしょうかと、ワーキンググループの、多分リーダーから行くと思うのですけれども、それに対して対応していただくと非常にありがたい。具体的なことを私たちは諮問されておりますので、よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

先ほどのどういうやり方で知らせたのかということにつきましては、ちょっと今、大変恐縮ですが、すぐにわからない部分がありますので、調べてまた答えさせていただきます。今仮に、ちょっと例えばの例で言いますと、ホームページに掲載とかチラシとか新聞折り込みポスターを作成し、行政機関等に設置・配布を行うとともに記者発表を行ったとありますが、例えばこんな手法ということですけども、その辺をちょっとまとめて後でお答えしたいと。それでよろしいでしょうか。

○田中WGリーダー

はい、ありがとうございます。三田村先生、よろしいですか。

○三田村委員

いや、多分お約束してくださるんだろうと思うんですけど。

○田中WGリーダー

そういうことですね。

○三田村委員

はい。

○川上委員

募集の方法だけではなくて、どういうふうに呼びかけたのかという内容も知りたいわけですね。新聞広告ではこういうふうに呼びかけた、中づり広告ではこういうふうに呼びかけた。

○今本委員長

できれば、最も効果的だったものについて、応募してきた人が何を見てやったのか、私はラジオだとかいろんな方法でやられたと思うのですが、何が一番効果的だったのかなというのを、ちょっとこれまでの結果で知りたいと思ったんです。

○川上委員

例えば、淀川河川事務所が河川敷の問題で対話集会をやったときの、2色刷りのパンフレットで、どうするんだ河川敷という、非常にセンセーショナルなタイトルが書いてあって、チラシを大分たくさん配布されたように聞いておりますけれども。

○田中WGリーダー

千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

今伝える手段のことを言われていますけれども、その中身ですが、要するに従来は川のこと、治水のこと、利水のこと、基本的には住民はお上に任せておけばいいという、基本的にそういうのがあったし、一方の河川管理者もお任せくださいと、我々はプロですからという認識だったと思うんですよね。そういうふうに、住民が従来と同じように理解しておれば、ちょっと意見でも言おうかという気になる人は、非常に少ないと思うんですが。

この前に、私はどこで、これは後になって知ったことなんですが、淀川河川事務所がつくられた、今淀川は変わろうとしています、これは2003年2月につくられたものだそうですけれども。その中に、住民が安心して暮らせる社会の実現を目指して、河川管理者が主体となって河川の整備を行っ

てきましたと。これは過去のことですね。今後の河川整備は河川管理者のみによる河川内での対応では限界があります。したがって、単に川だけでなく、流域一体となった対応が重要だと。河川管理者・自治体・企業・住民等、流域のあらゆる関係者が連携し協働することが大切ですよという、基本姿勢の変化を、中身として、今のような手段を使って伝えられ、住民がそれをまともに受け取れば、「おお、ちょっとこれは意見を言う気になる」という人が、やっぱり何人かいらっしやると思うんですよ。だから、その中身についても、今までと違い、非常に響くところがあったと思うんですが、その中身についてもどこに力点を置いてやられたかというのも、あわせて教えていただけたらと思います。

○田中WGリーダー

管理者の方いかがですか、今の千代延委員のご質問。

○千代延委員

後で、さっきのいろんな手段でおやりになったということとあわせて、一緒にいいんですけれども。

○田中WGリーダー

後でもいいですか。

○千代延委員

はい。

○田中WGリーダー

ほかに意見はございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

よろしいですか。

○田中WGリーダー

はい。ではお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

ちょっと一部の答えになるかもしれませんが、今ちょっと手元にある資料で、例えば、住民対話討論会の結果報告についてという卓上の資料ですけれども、その51ページあるいは47ページあたりに、47ページは、まさに今回の円卓会議に、どうするんだ河川敷というようなタイトルをつけておりますけど、こういう中身でまさに皆さんにお知らせしているわけです。河川管理者も悩んでいます。あなたのご意見をということで、意見募集をかけている。それで、この円卓会議でアンケートをとっておりまして、その2ページほど後ろの51ページのところに、この円卓会議を何で

知りましたかということで、円グラフでまとめておりますが、折り込みチラシというのが一番数としては多いですね。90ですか、全部で246のうちの90ということですので。例えて言うならこういうふうなものは結構効果があったんだなという、そういう評価ができるかと思います。

○田中WGリーダー

はい、川上委員。

○川上委員

今、千代延さんからご紹介のあったところですが、河川管理者がこれまでの河川行政というか河川管理と、これからとは違うんだということを、河川管理者は表明されましたよね、流域委員会の初期のころにですね。これは、たしか、当時淀川河川事務所長だった宮本さんが表明されたのではないかな。それから、もう1つ、その前だか後だかわかりませんが、隠さない・だまさない・うそをつかないという表現もありましたよね。そういう、河川管理者が本当に心を入れかえて取り組もうという意気込みを持って、そういう表明をされたということが、やっぱり流域住民にとっては非常に目新しかったし、これから変わるんだと。それから、一たん決めた事業でも、事と次第によってはやめることもあり得るよというふうな、さまざまな期待感というのが背景にあって、そこへこの対話集会が募集されたから、やっぱり非常に多くの人たちが関心を持って集まってきたと思いますね。そういう背景も見逃せないと思います。

○田中WGリーダー

本多委員、どうぞ。

○本多委員

本多です。伝える方法なんですけれども、今までいろんな形で市民の皆さんや住民の皆さんに伝えてこられたと思うんですけれども、比較的インターネットとか、そういうもので情報をとるのは、すごく情報をたくさんとれるわけですね。例えばよその流域で何をやっているかというようなことから、流域委員会で1回目は何をしたかというようなことまで全部とれるわけなんですけれども。比較的、例えばダムなんかで反対運動をやっておられる方々はそういう活動をされていますので、インターネットも自由にこなされたり、ホームページもみずからつくられたりというようなことがあるかもしれませんが、逆に私ども猪名川で見ていると、いわゆるダムをつくるころの地元の住民の皆さんは、非常に高齢の方が多くて、そういう情報機器をうまく操れるとは限らない人もたくさんいらっしゃるんですね。

そうすると、非常に情報提供というのがアンバランスになって、たくさん正確にとれる人と、そうではなかったりする人とがいたり、それから河川敷の利用の問題でも、以前淀川の河川敷の問題

で、テレビニュースで市民の人に声をインタビューしていると、一回つくったグラウンドをつぶして自然に戻すなんて税金のむだづかいだと、けしからんと言うて、子供たちが楽しみにしているのにというふうに、何もわからなかったら、そもそも何のために河川敷の利用を考えようとしているかということが全くわからないままに、市民にそういうふうにはっとマイクを向けられると、そういうふうな反応も返ってきたりするということがあると思うんですね。

受け取る側の人々はいろんな人たちがいて、情報をとれる人もおれば、とれない情報弱者の人たちもいらっしゃるということですから、やっぱり幅広くしていかざるを得ないのかなと。効率もあるかもしれないけれども、そういう一番聞きたいところの人が、逆に、そういう情報機器を操れないために情報が十分手に入らないというようなこともありますので、やっぱりいろんな手段を、効率にかかわらず、非効率な部分も含めて幅広く情報提供をしていくということが、やっぱり必要になってくるのかなというふうに思います。それが、伝えるという方法の一つではないかと、幅広いやり方が要るんですよということかなと。

それと、もう1つ、住民対話集会について、私は思うことがあるんですけども、ワークショップを何回もやられて、どんな意見があったかということを整理されて、並列的に並べて出された分については、確かに意見がこれだけありましたということを聞く上においてはいい取り組みだったのかもしれませんが、双方が意見を出し合いながら、合意形成も図りながら意見を聴取するという意味では、円卓でやられたところの方が有意義だったのかなというような気がしています。

それで、情報提供が十分されなくて、勘違いに基づいた情報で議論されたということもありましたけれども、私は公聴会の中で聞くという意味においては、合意形成も図りながら、1日かかるかもしれませんが、情報提供の場面が今までありました。要するに、説明会・質疑応答というのがありました。それと、やはり住民対話集会というものをセットにした、ちょっと1日長いかもしれませんが、そういうものをやられた方が、聞くという意味では非常に有意義なものになるのではないかなというふうに思います。

それで、どう反映するかというのは、これからの議論になるのかもしれませんが、ちょっときょうはいろんな人から、この目次提案の中で聴取と反映の仕組みのところに、いろんな専門部署の設置等々を書かれていますけれども、この部分が少し固まっていくと、聴取と反映という部分がかなり仕組み的にもしっかりしていくのかなというふうに思います。以上です。

○三田村委員

リーダー。

○田中WGリーダー

はい。

○三田村委員

議事進行に関してです。

○田中WGリーダー

はい。

○三田村委員

リーダーが提案されました、住民説明会から出発しているのでしょうか。どこに今うろうろ私たちはいるのでしょうか。

○田中WGリーダー

済みません。この管理者からの報告を受けて、それを議論しているつもりなんです。もうそれは、そこで横へ行ったときには済みません、私の。先ほどからの管理者からの報告を受けて、意見があればお願いしたいと思います。

○今本委員長

1つ。これまで、こういういろんな会をされてきましたね。それが毎年の開催頻度が最近落ちているのではないかな。あるいは、たまたまの聞くテーマがないからそうなのか。私はこの住民の参加に対しても、河川管理者は意欲が今ちょっと低調ではないかという気もするわけです。その辺のところを、ぜひそうはならないようにお願いしたいと思うんですが。

○田中WGリーダー

非常に重要な住民参加部会のポジションだとは認識しておりますけど、とにかく管理者も、あるいは委員会、私どもも、住民参加の方法という、このテーマについては、全く新しい分野ということで、いろんな意味でまさしく試行錯誤という感じなんです。今回今まで行われてきた事案につきましては、ダムともう1つは河川敷の利用、この2つが大きなテーマだったと思うんですが。これに対する手法といいますか、それについては、やはり今までのような一般的な、新しいものに対して意見聴取あるいは反映するという形ではなくて、利用中のこの2つのことについては、管理者としては困難さみたいなものがあつたと思うんですが、それは端的にはなかなか説明はつきませんか。特に計画された事業中の段階のダムについての住民の意見聴取の手法はむつかしいと思うのです。

○三田村委員

リーダー。

○田中WGリーダー

はい。

○三田村委員

議事進行に関してですが。全体のことを伺ってよろしいんですか。全体の根本的なことを初めに伺わなきゃならないと思うんですけどね、個別的に3つの手法をおやりになって、議論をして、討論して、意見交換して、その後に全体を通してということになろうかと私は思っていたんです。その意味で、リーダーが初めは説明会とおっしゃったんじゃないかなかったですか。

○田中WGリーダー

はい、済みません。そのことについて今議論している最中なんですけど、私はちょっと具体的にダムと利用ということについて聞こうと。

○三田村委員

2つ目ですか。何なんですか。

○田中WGリーダー

いわゆる、先ほどから申し上げている。

○三田村委員

対話集会ですか。

○田中WGリーダー

はい。住民説明会ということで、まだ話を続けたいと思います。

○三田村委員

それでは、住民説明会について。住民説明会のご報告に対してご質問したいんですけども、評価できる点というので、説明会・意見交換会を開催することによりと、③に書いてありますが、意見交換会形式で開催されたのは何割ぐらいなのでしょう。それと、できれば、住民説明会、それを含めてです、意見交換も含めて、何回おやりになったのかということもお伺いしたい、どこで何回ということも。そういう、これからお伺いするのは、多分時間的なことがありますので、次回のこのワーキンググループの検討会でご説明していただくよりも、とともにと言った方がいいかもしれませんね。作業部会の方に、田中リーダーの方に、庶務を通して結構ですから、できるだけ早くご提出していただくと、作業が順調にいくと思いますので。

まず、1点目のことですが、意見交換会というのはかなり割合が多かったんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

申しわけございません。これは、ちょっとここで書き方が誤解を招く書き方でありまして、ここ

で言う意見交換会というのは、実は下に書いてある個別項目である琵琶湖河川事務所でやったものを指しております。したがって、上では共通項目としてはもう説明会を開催というふうに修正していただいた方がよろしいかと思います。

○田中WGリーダー

意見交換会を削除ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

意見交換会という言い方で、当時はやっていた部分もあったものですから、そういうちょっと言葉をここに書いてしまっておりますけれども、ここで我々が定義しているのは、あくまで住民説明会という言葉で定義しておりますので、その中で意見交換もなされたものというものは、ここで言う説明会の中に含めて考えているということでございます。済みません。ここはちょっと並列的に書いてあるので、ちょっと誤解を招くかもしれません。申しわけございません。

○三田村委員

わかりました。

○本多委員

済みません。その意見交換会というのは、質疑応答のことではないんですか。また別のやり方をされたんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

それが、例えばこの琵琶湖の事務所の中で行ったコーディネーターによる運営と書いてありますけど、これを指しているんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

補足させていただきますと、この資料をまとめるに当たって、我々主催する立場の名称が、住民説明会といって実施したものとか、意見交換会といってやったものとか、いろいろございました、あとの対話集会も同じですが、ここでは、対話討論会という名称に統一させていただきましたが、対話討論会といって開催したものや、対話集会といって開催したもの、さまざまございます。では、定義は何かと言われた段階で、内容として同じようなことをやっているのだけれども、名称が別々だったということで、今回の資料から、まずそれは大分類して3つに分けられるだろうと。

それで、住民説明会ということで、1つは河川管理者から説明し、参加者に対して質問・意見等をいただいて、河川管理者から答えるというものについては、住民説明会と定義しよう。ですから、その手法として、琵琶湖河川ではちょっと特別に、間にコーディネーターを挟んで運営をしていただいたというものが、1つ特殊なものとして挙げられたので、評価点では個別項目でそれを1

つ挙げさせていただきましたが、趣旨としてはすべて同じだろうということで整理させていただいたというものです。

同じように、住民対話討論会も、それぞれの主催者によって少しずつ違いはあるものの、基本的には円卓会議的に実施して、参加者が多ければ、非常に多くの方で集まってやると非効率なので、数人のグループに分けて、形としては円卓で机を囲みながらやった、ただ、複数のグループに分けたか、1つのグループでやったかという違いはあるけれども、それは全部一緒だろうということで、分類させていただいたという形で、今回取りまとめをさせていただいています。

○田中WGリーダー

ほかにございませんでしょうか。住民説明会に関して、ご意見はございますでしょうか。もしなければここで休憩をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○澤井WGサブリーダー

もう少し続けませんか。

○田中WGリーダー

済みません。もう少し、サブリーダーの指示によりまして、次の、このところはよろしいでしょうか、もう。では、次にまいりたいと思います。

2ページ目、いわゆる住民対話討論会について、皆さんから意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。はい、では三田村委員。

○三田村委員

何度も済みません。ワーキンググループの作業の中で、私も少し頑張らなければならないと思って、頭の整理をしつつ伺っていきたくて思っておりますので、何度も私ばかりで申しわけないですが。

個別項目の中の①の作業に、多くの参加者から評価をいただいたと、この評価というのがどういう意味なのかわからない。今までなかった対話集会が実現したので、少し入り口に入ったという評価なのか、それとも、これで反映されるぞというぐあいに、対話集会に参加した人が思った評価なのか、評価にも幾つか段階がございますね。どの程度のプラス評価なのかということをまずお伺いしたい。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。ここのコメントは、私どもが実施した河川敷利用の円卓会議といたしますか、対話討論会で出た意見からピックアップしたものですけれども、アンケートをとって、今回のこういった場が開催されて、周りの方々がその議論の様子を聞くことができた。そうした場が設置され

たことがよかったかどうかという質問に対して、よかったと答える方が多かったということで、こういう記載にさせていただいております。

○三田村委員

ありがとうございました。真のプラス評価かということまではわからなかったということですね。わかりました。

では、この対話集会について、ほかのことにも触れてみたいんですけども、留意点、すなわち反省点だとおっしゃったんですが、その①の中ポツの2つ目、中ポツの1つ目になるんでしょうか、大戸川ダムです。次回の開催から住民説明会に変更したというのは、あきらめられたんですか。住民参加部会の別冊提言ではn回やっていただきたいなんて言ったんですけどもね。要するに、何かまとまらなくても、先ほど寺田先生がおっしゃったように、まとまらなくてもいいんです。対立点があってもなくても構わないんですね。その対立点が少しずつ変化してきた、そこを見ていただくというのが、対話討論会の大きな役割の一つでありますので、なぜおやめになったのか、それをご説明していただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 木瀬）

大戸川ダムで調査設計課長をしています、木瀬です。ここにも書いていますように、ダムの対話討論会は、ちょうど調査・検討というところで、その内容について対話討論会ということで、目的だったんですけども、大戸川ダムの場合、建設継続だと、あるいは反対だという意見に固まってしまって、目的としたものはできなくて、その並行して、調査・検討もやっていたので、調査・検討ができた後にこちらから報告してやるということで、言われるようにそこでやめたということ聞いております。

○三田村委員

わかりました。それも私たちはコメントしなきゃならない点だろうと思います。

対話集会の3つ目です。もう一度評価できる点に戻りますが、個別項目の③余野川ダムですけども、代替案について一定の理解が得られたとありますが、代替案の発案はファシリテーターからされたのか、それとも住民側がされたのでしょうか。あるいは、あらかじめ情報として河川管理者が出されたのでしょうか。

代替案を議論するというのは非常に大事だろうと思うんです。対話討論会の中でお互いの主張が譲れない場合、特に有効になってきますね。こういう代替案があるのではないのといってきた場合に、その発案がどこから出たのか、これは知りたい。本来はこういう代替案を含めて対話討論会をやるというやり方もありますので。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 松村）

当時の担当職員から聞いた話ですが、河川管理者側から提示した資料で、特にため池とか遊水効果があるようなものの説明の資料をかなりきめ細かくご提示したということで、それについては、ここまでやってくれたのかというような評価をいただいたというのが大きな話と聞いています。

○三田村委員

わかりました。それでは、代替案に対しても対話討論会をおやりになったということですね。

○川上委員

猪名川では河川管理者の方から代替案を提示されたかもしれませんが、木津川上流の方では、部会だったか委員会だったかちょっと忘れましたが、その議論の中で出てきた代替案、部会だったかな。プラス、河川管理者の方で考えられた代替案が説明されたと。 ということですから、事務所によって少し違うんでしょうね。

○三田村委員

私が非常に大事だと思っている点は、対話討論会の中で住民同士の中から代替案が出てきてそれがテーマになってもう一度やるとか、あるいは代替案に話題が移ってくると、それが非常に大事だろうと思うんです。それを河川管理者がテーマを出したとするならば、まだ成熟していないなという感じがしてお伺いしたかっただけです。

○高田委員

よろしいですか。

○田中WGリーダー

はい、どうぞ。

○高田委員

高田です。今回のテーマが河川敷の利用問題とダム問題だったんですけど、テーマをだれが選ぶか。確かに、ダムに関しては、普通の感覚だったらあそこまで行っているんだからつくってしまえと、今さら何をというのが普通なんですけど、今回は河川管理者が非常に慎重で正直にこういうのをテーマに上げてもらったと思います。これは立派なことだと思います。

河川敷の利用の場合でも、これは今表立って利用方法をめぐって大騒ぎになっているということはないんですが、これはやはり河川敷のあるべき姿を迫りかけている、我々も迫りかけているし河川管理者も多分並走していると思うんですが、その過程で、川ってこんな使い方いいんだろうかという発想から出てきたと思うんです。まだここでは占用許可申請のときにだけですし、そろそろ出てきたのが、ゴルフ場も聖域ではないという形で出てきているんですね。

ここら辺は非常に私は将来に期待できると思うんですが、こういう課題の取り上げ方というのは、今三田村さんが言われたように代替案が住民の方から出てきたのをどう取り上げるかというのと同じで、こういう一つの対話集会的な意見交換会の中で重要な課題がぼろぼろ出てくる可能性がある。そういうのをすかさず河川管理者の方がつかまえて次にそれをネタにするという、そういうのが非常に開かれた川という印象が出てくるんですけど、これはひとえにお互いの信用というか信頼関係の問題だと思うんです。それが崩れない限り、かなり将来に希望が持てるのではないかなと思います。

○田中WGリーダー

ほかにございますでしょうか。住民対話討論会の項について、ご意見を。

○高田委員

もう1ついいですか。

○田中WGリーダー

はい、どうぞ。

○高田委員

実際にこの討論会、特に河川利用の問題でこの討論会が始まったときというのは、河川の運動場なんかの利用者がパニック状態だったと思います。そうこうしてお互いに話し合っているうちに、必ずしも全部をすぐに取り上げるとかそんなものでないという、情報交換による、先ほども話に出ました、むだな摩擦を減らして議論の核心に早く入るという、そういう点はこの討論会というのは非常に役立ったのではないかなと。

○田中WGリーダー

ほかに。この項はもうよろしいでしょうか。

続けて第3のところに入ります。ごめんなさい。はい、どうぞ。

○三田村委員

3つ目は、やり方によっては非常に有効な方法の一つだろうと私は思うんですが、そのところをお伺いしたいのですけれども。メール・はがき・ファクスによる方法というのは、これは住民側からこういう方法で意見が来たという意味にとっていいのですか。それとも、こういう手段を使って河川管理者の方からこんなふう随分発信していったということですか。そこまでには至っていないのですか。もっと言うならば、無作為にと言った方がいいのかもしれないですけど。できるだけ多くの住民に。これはそういうことではないんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

例えばメールなどは、当然そのホームページですとかそういったところでご意見募集のような形で常に窓口をあけている状況ですので、そういう意味ではこちらサイドからどうぞご意見をくださいというものです。あと、メルマガのようなものもありますので、そういったようなところでご意見を募集といった形になっているわけであります。

○三田村委員

随分有効な方法の一つだろうというふうに言いましたのは、サイレントマジョリティーのこともあるんですけども、できるだけ管理者側からこういう手段を使って発信していくというぐあいに進化していただけるとありがたいなということです。ホームページにあるから、それを見たらはがきでくださいとか、あるいはファクスでくださいといっても、それはこの方法のいいところが生かされていないのかもしれないと思います。それはこちらのまとめのところで触れていきたいと思っていますけれども。できれば、積極的に聞くというその手段の一つに使っていただいて、それで聴取するのもよく似た方法で使うというふうにやっていただければありがたいなと思います。以上です。

○千代延委員

いいですか。

○田中WGリーダー

どうぞ。

○千代延委員

千代延です。質問ですが、このメール・はがき・ファクスによる方法というので意見が届いたのは、これを発信した方は、対話討論会とか住民説明会に参加するとかあるいは傍聴に行くとか、何らかの形でそういう会場へ足を運ばれた方が、恐らく全部ということはないでしょうがそれが何割ぐらいで、あとは自分で自発的に、ホームページにしる、何らかの方法で意見を述べてみたいという気になったのか、そこの2つに分けて何か区分をしておられませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村です。分類をしようということであればできるんですが、ただ、メール・ファクス・はがき、特にメールなんですけれども匿名の方もおられて、その方がどこにおられる方かというのがわからないような状態になります。はがきも同じような状況もありますので、そういったものを含めるということで含めれば分類はできますが、ただ、何百・何千といただいておりますのでまとめるにはちょっとお時間が、ということでございます。

○千代延委員

はい、わかりました。

○澤井WGサブリーダー

このメール等の評価できる点の1番に、提出された意見に対してすべて回答することによりいろんな意見が聴取できるとあるんですが、これはそういう利点を持っているというのはわかりますけれども、現実にはその回答はされたんでしょうか。匿名のものはできない可能性がありますけれども、できる場合にはされたんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。基本的にいただいたご意見に対しては、ある程度同じ内容のものに対しては少し分類をさせていただいた上で、一つ一つ、個々人に対してお答えするということをしております。

○澤井WGサブリーダー

そうすると、意見交換会とかで最後に10分間か設けられている傍聴者発言に対するものよりもむしろ丁寧な対応をしておられるということと理解してよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。いただいたものに対してはそういう形をとっておりますので、結果的にそういう形になろうかと思えます。

○今本委員長

すべての質問あるいは意見に対して答えられたというのは、私は非常な努力だと思うんです。これは大したものだと思うんです。ただ、お聞きしたいのは、回答までにどのぐらいの期間がかかっていますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。ちょっと一概にはお答えできないところがありますが、質問によっては、早くご回答できるものもあれば少しお時間を要してお返ししたものがあります。

○今本委員長

平均して何日とか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

それはちょっと今手元にデータがございませんのでお答えできませんけれども。

○田中WGリーダー

この項についてほかにご意見ありましたか。はい、どうぞ。

○三田村委員

全体にかかわったところでお尋ねしようかなと思ったんですけど、今、副リーダーがおっしゃったところで、ここにかかわることで少し突っ込んでお尋ねしたいんですけども。対応を丁寧にされているというのは努力が大変だろうと思いますが、それはそういう専門の人がいらっしゃると思いますか、あるいは何か教育されたといいますか、育成されたというふうに考えてよろしいのでしょうか。そこのところも、私たちが気になっているところでもありますので。入れかわり立ちかり、適当な人がおやりになったともなかなか思えないものですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

方法としては、受付窓口は一本化して、その窓口でどこが回答すべきか、回答作成課というものに、そこで振り分けます。その回答を調整する場も設けて、ここでは違いますよということはそこで調整させていただいて、回答作成の責任課が回答を作成します。それを、一応所内でこういう回答でよろしいかということを確認して、その段階でお返しするということで。1人の者がそういった回答をしたわけではなくて、事務所全体で担当させていただいたということです。

当然、琵琶湖にきた意見ながら、ほかの事務所あるいはほかの部局やほかの組織に関する質問があった場合は、その段階でほかの組織に対して、こういう質問が来ているのでご協力をお願いしますという回答をお願いして、初め私の方が受け取っているんで、私どもの方が責任をもって回答しております。

○三田村委員

わかりました。大半は河川管理者の理解していらっしゃる内容だろうと思いますが、そうでないものも多分あるんだろうと思うんです。そこのところが非常に気になりまして。ですので、育成していただければなというぐあいに提案しようと思っているんですが。例えば、住民同士の物の考え方だとかそういうものについて河川管理者は余りノウハウを持っていらっしゃらないのではないかという質問だとかはなかったですか。あるいは、答えられたので。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

ちょっと質問の。

○三田村委員

ちょっと誤解した言い方をして問題だったかもしれないんですけど、河川管理者が非常によく周知していらっしゃるハードの面に対しては答えやすいですね。ただ、ソフトなものだって質問することがあり得ますよね。具体的にというところちょっと申しにくいこともあるんですけども、そういうことに関しての対応ができるとはなかなか思えないものですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

そういう意味で、先ほどの回答でもありましたように、私どもで回答できるものは私どもで回答しますが、ほかの組織にかかわったりする部分ですね、例えば琵琶湖であれば滋賀県の管理区間に対する質問だとかがよくありますけれども、そういったものについては滋賀県の方に回答作成を依頼するというのでこちらからお願いをして、回答をいただく。あるいは、場合によっては河川管理と全く関係ない分野であれば、ここに対してお聞きくださいという言い方でする場合もあります。

いただいた意見に対しては少なくともそういう形で、どこが責任を持って答えるべきかというのを一つひとつ判断した上で、私どもで責任を持って答えられる部分は答える、我々が責任のない分野については直接そういったところにお伺いを立てていただくという形も含めて、調整して回答させていただきます。

○三田村委員

ほかの事務所もほぼ同じようなことをしていらっしゃる。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

大同小異だと思います。

○澤井WGサブリーダー

そういう意見があって対応されたときには、そのことは公開されているのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

基本的には公開をしております。ただ、その質問自身を公開することを希望されない方がおられれば公開しませんが、基本的には皆さんの目に触れるような形でホームページの方で整理しております。

○今本委員長

私も時々見ているんですけども、ホームページだと匿名に対する回答もできますね。これはしておられるんですか。

といいますのは、匿名の意見というのは案外内部あるいは関係者からのものもあるのではないですか。私が本当に知りたいのは、住民がいろいろな意見を対立し合うごとく河川管理者にも意見の対立があってしかるべきなんですよ。これは絶対外からは見えませんし、見せないのが当たり前だと思うんですけども、非常に専門的な知識からそういうことだってあり得ますので、できれば匿名のにも回答もしていただければありがたいと思うんです。これは希望です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。先ほど話、誤解があってはあれなんですけれども、匿名だから出さないでは

なくて、匿名であれば匿名という形で出します。万が一、質問の中に公開を望まないということであれば、匿名だろうが明記だろうがそれは載せるつもりはございません。ただ、普通ホームページで我々は開示していますので、基本的には原則公開という中で、あえて書かれていなければそれは匿名だろうが一応そういった回答をしていますということで載せております。○田中WGリーダー
ほかにございますか。

○寺田委員

全般についてでもいいですか。

○田中WGリーダー

はい。では、全般についてお願いします。

○寺田委員

全般について総括的にちょっと意見を聞きたいんですけども。個別に今までいろいろ聞いているところなんですけど。

さっきも申し上げたわけですが、近畿地整、各河川事務所が随分とこれまでと違ったやり方で努力をしてこられたということは、この委員会のみならず近畿のいろんな住民の方も評価するところだということは、これは間違いないことだと思うんですよ。だけでもこういう取り組みが、実際に実施をしてこられた管理者の方に本当にやっぱりよかったなということになったのかどうかというのは大事なことだと思うんです。

限られた時間と限られた費用の中で計画づくりをしなくてはいけないという、大変難しい立場にあると思うんですね。政策決定しなければね。だけど、そういう中でやはりよりよい計画づくり、よりよい政策決定というものをするための手続としてのこの住民参加というのは、直接に得られるものは大きくはないんです。だから、そのことだけをとらえれば、あんまり時間と費用をかけて何遍もやる必要はないということになってしまい、結局は今までのような形式的な手続に戻ってしまうというのでは残念な話なのです。特に近畿地整の方が、河川事務所も現場の方と一緒に手を携えて意欲的に取り組んでこられた、これが今後も発展してほしいし、残ってほしいわけですね。

そこでお聞きしたいことは、そういう総括的に、まあ面倒なものだと、もしくはこんなのは不要で、むしろはむだなものだというふうなことなのか、そうではなくて、やっぱりこういう手続は少々時間と費用がかかってもやっていくことには大いに意義があるんだと、だから近畿は今後も頑張るぞということになったのか、その辺をちょっと、調査官だけではなくて河川事務所のいろいろな方の感じられたところを聞かせていただいたら、このワーキングも次の意見書をつくるのに非常に意欲的になれるので、そのあたりをちょっと。言いにくいかもしれないけれども、ちょっと聞か

せてほしいなと思うんですけど。

全然評価できないという意見でももちろん構わないわけです。正直なところを言えるのだったらおっしゃっていただきたいと思います。

○田中リーダー

本音のところを教えてください。

○千代延委員

匿名でいいですから。

○寺田委員

後から聞いてもいいですよ。

○川上委員

オフレコで、この場では言えませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

正直申しまして、私もなったばかりでございまして、そういう全体的な評価というのはなかなか申し上げづらいです。ただ、これは神矢個人ということで聞いていただければと思っておりますけど、当たり前の話ですが、決してこれはむだだとは絶対思っておりません。それは間違いないことです。

ただ、やはり我々どうしても税金で仕事をしている部分ですので、何がしかの制約は当然あるのは仕方ないことだと思います。ですから、それをどこに置くかとか、あるいは時間的なこともあるかもしれません。ですから、それはひょっとしたら正解はないのかもしれないですけど、やはり今までやってきたやり方と変えていくわけですから、急にむちゃくちゃ大きく変換するということはなかなか難しいのかなと思いますけど、どこかで変えていかないといけないというのもまた事実でしょうから、その辺で、最終的には国交省の仕事ということですから国土交通大臣が決定するということになると思いますけれども、やはり近畿地整としてもそういう方向性は、もう今進めているわけですからその方向性を外すということはない。それは当然河川法の精神にのっとってやらなければいけないですから。

ただ、その具体的な方法をどのぐらいの時間でどのぐらいのもので、お金でとか、そういったやつはいろいろ当然内部的にも意見もありますし、これからきちんとといいますか詰めていかなければならない部分だと思っております。ただ、明確に今この場でそれはこうですよというのはちょっと私はわかりません。答えになってないかもしれませんが。

○寺田委員

河川事務所の方、もし何かご意見があったらちょっと聞かせてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村でございます。正直申しますと、おっしゃるように、極めて大変な手間、コスト、いろんなこちらが提出しなければならない準備も含めて大変な労力がかかったということはありますし、ではそのコストをかけて、どれだけ我々が予期しなかったはっとするような意見が、そのはっとするということ自体に価値があるかどうかはまた別だと思えますけれども、それは価値観、主観の問題になりますのでどうかとは思いますが、本当にこれをやらなければ絶対得られなかったなというものがあつたかと言われると、それは少ないと言わざるを得ないかと思えます。それをもって費用対効果で算出することがいいかどうかはこれも問題があるかと思いますが、少なくともこれまでやってよかったなというのは我々担当した者としては皆さん共通しているかとは思います。

では、今後はということなのですが、これはまだちょっと今何とも言えるものではありませんけれども、こういった手法を、少なくとも我々琵琶湖河川事務所としては、ほかの事業実施に当たってのやり方としては大いに有効だろうということで、いろんな場面でこの対話集会、ワークショップ形式というのは実施しておりますし、これからもこれは有効な手段として実施していこうということで、職員それぞれの能力、意識は高まってきているのかなということではございます。

○川上委員

今最後に河村さんがおっしゃったように、きょうは幹部の方がお見えになっていると思うんですが、若い職員の方たちがこういう体験をされたということは今後大変重要な意味を持つてくると思うんですね。私は、去年が多自然型川づくりの15周年だったかな、四万十川の土佐清水だったかと思いますが、シンポジウムがあつたときに元河川局長の竹村公太郎さんが来ておられてスピーチをされたわけですが。その中で、平成9年、河川法を改正する前夜さまざまな議論があつたと。その中で1つ非常に興味深い話を聞いたのは、河川法をこういうふうに改正して住民参加とかあるいは意見反映とかということになるとこれはなかなか手間がかかるよという議論がさんざんあつて、消極的な意見がかなりあつたと。しかし、やっぱり河川行政を開いていかなくちやいけないということで、行政効率というのを犠牲にしようという決断をしたんだという話をされました。

こういう対話集会とか住民説明会とかは、やればやるほど行政効率が低下することはもう目に見えているわけですね。しかしながら、やっぱり何が大事かという、合意形成という言葉を使っているかどうか分かりませんが、今までのように国交省で決めてごり押しで事業をやっていくと。そしてそのプロセスでさまざまな紛争が起こって、住民も傷つくし行政も傷つくし、金も時間もむだ

になるというふうなことをもうやめようと。こういう面倒な手続だけれども、これをやっていくことによってやっぱり事前に紛争が防止できる、それから、住民の合意に基づいて事業が円滑に進むというふうなメリットがあるということを考える必要があると思うんですね。その行政効率という点でそういう話があったということをちょっとご紹介いたします。

○田中WGリーダー

少し休憩を。はい。

○三田村委員

もう休憩に至りたいという意味が見え見えしておりますので簡単に。今の意見についてと、それから5つほどお願いしたいことがあるんです。

今の件は忘れてはならないのは、教育というのは効率ではないんですね。次世代を育てるという意味なんです。ですから、次の河川行政が非常にスムーズに円滑にいくぞという思いで住民の河川観を育成していただきたい。多分すぐには目に見えない成果だろうと思うんです。しかし、そんなものだというぐあいにお思いになるのも非常に大事です。それだけお忘れにならないようにしていただきたいと思います。河川管理者が育つというのも大事ですけども、若い人たち、あるいは今まで住民がそういうものにかかわってこなかった、それをよい方向に動かすのだと、そういう視点も忘れないようにしていただければありがたいと思います。これは環境教育としてのコメントです。

それから、5つお願いしたいのは、時間がございませんので今ご返答していただかなくて結構です。ワーキンググループの作業にぜひご提出していただきたいのですけれども、1つ目は、聴取の方法で間違っただけのものがあったのかということがここに触れておりませんので。反省点はありましたけれども。これはこういう点で間違っただけのやり方をしたというのがあったのか。それと、聴取の方法として他に考えついたものがあったのか。これはここでやったけれどもこれはほかの方法の方がよかった、そういうものがあったのか。それから、反映させる段階で多分基礎案だとか基礎原案なんかに反映させてこられたのだと思うんですが、反映させるにはこの3つの中でどの方法が個別個別で有効であったのか。先ほどの1、2にかなり重複することです。4つ目が、反映するに至ったものと至らなかったものは何なのか。

最後が、反映した事項を住民に具体的に報告したか。先ほど、メール、はがき等のことで琵琶湖河川事務所長が触れられましたけれども、反映した事項を住民に具体的に報告したか、あるいは今後される予定かということです。原案が作成された段階で、その後でもいいと思いますけれども、どこが反映されたのかと。まとめ方は個別の個々のご意見でなくてもいいと思います。こういう意見があってそれはこのところに反映させたのがこの原案でありますとか、そういう表現でもいい

と思うんですけれども、それは非常に大事だろうと思います。それが無いともうばかばかしくてということになりかねませんので、そのところのお考えをぜひ提出していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それともう1点。これからの作業にかかわって時々ご質問することになるかと思いますが、直接連絡する方法はありますか。庶務を通すと時間がかかるかもしれません。あるいはどの方がすぐに対応してくれるかは庶務は御存じなんですか。作業の途中でストップしてしまうことがありますから、作業の途中途中でこういう資料が欲しいとかこういうことはどんなふうにやられたのかというのは非常に大事になりますね、リーダー。

○田中WGリーダー

はい。

○三田村委員

それをすぐに庶務に電話で聞いてくださいでもいいですし、あるいは私たちが電話で聞くというのでもいいですけれども、そういうことに対応して下さる人をつくってください。

○田中WGリーダー

休憩に入りたいと思います。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

今3時半ちょっと前ですから、3時40分まで休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中WGリーダー

では、3時40分まで休憩させていただきます。

〔午後 3時27分 休憩〕

〔午後 3時41分 再開〕

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

それでは、これより再開させていただきたいと思います。リーダー、よろしくお願いいたします。

〔関係住民の意見反映方法についての意見書目次（案）について〕

○田中WGリーダー

では、始めさせていただきたいと思います。

きょうの次第の1はここで打ち切りまして、次の2の「意見反映方法についての意見書目次（案）について」というところに入りたいと思います。それで、資料2というのがあるんですが、これはきょうの審議資料ということにしたいと思いますので、これを見ていただいて目次案の検討

に入りたいと思います。私の方から目次案の検討につきまして簡単に説明しておきたいと思います。

これは、過日6日に意見交換会を私的に行之まして、その中でいろいろ議論し意見を交換いたしまして一応こういうものができ上がったということでございます。それで、「はじめに」というのがございます。「Ⅰ住民意見聴取・反映のためにとられた従来の方法」というタイトルで、1. 基本的概念。住民参加がどのような効果を及ぼしていくのか、あるいは必要なのかというような概念。あるいは意義と機能ということにつきましても、民主化機能を推進させる、あるいは参加の効果というものも触れていかなければならないのではないかと考えております。次に法的位置付け。これはいわゆる第4項との位置付けで、これも議論していかなければならないと。次の委員会が提言した方法。これは、従来ずっと委員会が提言あるいは意見書の中で話ししてきた、提案してきた方法についての評価を中心とした概要の説明が要るであろうと。

それから続いて2. 対話集会の評価。これはきょうも先ほどから議論になっておりますように、どちらが先になるかわかりませんが、とにかく評価として全体的な評価、そしてから各事務所、各河川流域で行われた対話集会の個々の評価ということでございます。

それから次は、ではこれからどういうふうな方向でいくかという方向性で、「Ⅱ住民意見聴取・反映の方法に関する新たな（or改善）提案」と書いてあります。これも、意見交換会でこの改善というところをどうすればいいかというようなことでこういう書き方になっております。1. 対話集会の改善。これも先ほどから管理者からの説明もあり、委員からのいろんな質疑応答がありましたように、いろんな点で改善されるべき点があるだろうと。それから、開かれた対話のあり方。今まで情報公開などいろんな形で努力してきておられますけれども、さらにもう少し具体的に住民との間にもっともっと何か開かれた対話のあり方があるのではないかとすることも考えなければならぬ。

それから2. 意見聴取の方法～新たな手法と。当初から言われております「伝える」「聴く」ということに「共存する」という新手法の模索と書いてありますが、これも、今までのいろんな経験してきたことを教訓にしてこれからもう少し新しい方法を考えていきたいと。それから、サイレントマジョリティー、これは何遍も議論の対象になっているんですが、その考え方とその対応を少し話をしていく必要があるのではないかと。

次に、聴取と反映のしくみに関する提案と。今までどういう形で反映がされてきているか、その仕組みというのはなかなか難しい問題なんです、例えばその反映についてはやはり専門的な制度が必要ではないか、例えばアドバイザー的なものの制度が必要ではないかという問題も出てくると思います。それから、これは専門部署の設置と書いてありますが、これは先ほどもちょっと出てい

ましたけれども、管理者側の中で、やはり新しい分野、仕事として大変な仕事なので、受け入れ体制として、あるいは窓口としてそういう部署も必要なのではないだろうかということでございます。

それから、住民意見反映委員会。これもまた先ほども出ていましたように、いろんな意見が出たのをどのように反映していくのか、あるいはどのように仕組みを考えていくのかということも含めまして、そういう分野の委員会を設置することも一つの方法ではないかということでございます。

それから情報公開。これは従来から言われている情報公開をどのように広げていくか、できるだけ多くの人に知らせて集合していただくかということでございます。それから説明責任。いろんなことにつきまして従来あったと思いますが、いろんな質問や問題点について、あるいはこういう反映をしておるといのは難しいかもわかりませんが、こういうことをしたのだというような、あるいはできなかったのだというような事柄につきましても、やはり説明責任は必要であろうということでございます。

それから社会的合意の考え方。これはずっと以前からも問題にされておりましたが、これをまとめてみよう。それから集める方法というのは、先ほどの「伝える」「聴く」というところで、伝えても人が集まらない。何か集める方法、いい手だてはないかということを探索してみようということでございます。

それから次は、「住民との連携・協働」「相互理解」の具体化と実践。これは我々委員会、そして住民、管理者と一体となった問題点をどのように実践していくかということになるのかなと思います。

それから、次の安全・安心・納得・満足、非常にいい言葉が並んでいるんですが、これについては僕は詳しく説明できないんですが、後で部会長さんに補足説明していただきたいと思います。

そして「おわりに」と、こういう順序で目次案を作成しました。

補足説明として何かございましたら、部会長さん、あるいは副リーダー、川上さん、もし意見がありましたらお願いします。

○川上委員

資料3の1枚目につきましては、同じ目次案というタイトルになっているんですけども、9月6日にワーキングの作業委員が集まって、そのときに決めたのがこの資料3のものです。それにきょう幾つかのものがつけ加わっているのは、恐らくリーダーと部会長が相談なさってつけ加えられた最新のバージョンではないかと思っております、これが今まな板に上がっているわけですね。資料2がですね。

○田中WGリーダー

はい。そのように理解していただいて進めたいと思います。

○川上委員

資料3の中身につきましてはまた後で説明させていただきます。

○田中WGリーダー

はい。また説明していただきたいと思います。

○川上委員

それで、この目次案に対する意見でございますけれども、まだどういうふうにまとめていくかということが具体的に見えておりませんので、もう本当にぎりぎりのところまでこの目次案の（案）ということですっといったらどうかと。恐らく削除するものもあるだろうし、つけ加えなければいけないものもあるかと思いますが、そのようにお考えいただいたらいかがかというのが私の提案でございます。

○三田村委員

三田村です。まずお断りしなければならないのは、ワーキンググループが諮問されたこと以上のことがこの目次に上がっておりますので、それは前回の検討会だったでしょうか、最終的にこういうことまでやるとありがたいなという個人的な感想を言いましたように、部会を通して委員会からいわゆるちゃんとした形で出さなければならないのだろーと思いますけど、それをワーキンググループであらかじめ全体像を眺めてやるとありがたいなということを申し上げたことがあったと思います。そういう目次案でありますので、少し出過ぎたと言ったら、いや、そうではないとおっしゃったのですが、そういう案だろーというぐらいにお考えくださればいいです。

そういう意味で、このワーキンググループに求められているのはⅡの1、2の途中ぐらいまでだろーと思いますけれども、それが新たにこういうことをやると非常によい反映の方法ができるのではないかというような提案がここに目次として上がっているということでもあります。もちろん聴取の方法もありますけれども。

それで、先ほど川上委員がおっしゃったように、これのたたき台になりましたのは、川上委員が作成されたものをたたき台にして、こんなので目次案はいきましょうねというぐあいに固まったのが資料3の1ページ目でございます。その後、それを見て私が少しつけ加えたのが赤字の部分であります。内容をご説明する必要はないと思うんですけれども、少しわかりにくいところだけそこでご説明した方がいいのかかもしれませんが、それは、全体のことはもうそれでよろしいんですか。目次のおおよその中身というのは先ほどリーダーがご説明された、それとも川上委員がなさるんです

か。おやりにならないんですか。

○川上委員

はい。

○三田村委員

もうよろしいんですか。

○川上委員

目次に関しては。

○三田村委員

そうですか。そしたら、赤字のところもよろしいですか。赤字でちょっとわかりにくいのは、リーダーがおっしゃったのと、後でつけ加えたものですから多分リーダーはご理解していただいてない部分もあるのだろーうと思います。

開かれた流域懇談会の設置というのは、例えば流域センターというのを私たちはお願いしたことがあるのですがけれども、ああいうところを常設して懇談会を開いていただくと、よりよい住民意見が聴取できるんじゃないかということです。その一つとして河川レンジャー制度というのが活用していただけるといいのかなという思いで、開かれた流域懇談会というのをやっていただくと常に住民の意見を聴取できるのではないかと。そういう意味のことを。あればいいなということです。

それから、その上の住民意見反映委員会。これはももとの案にもあったんですけども、これは河川管理者が意見を求められて、それでそれを反映すべく努力していらっしゃるのですけれども、住民の意見を聞く場合に、失礼な言い方をしますと、本当に中央値を聞く能力は成熟しているのかなということを考えると、住民はこんなことを言っておるぞというのをどこかの組織でまとめて、それが流域委員会でもいいのかもしれませんが、少しそれはややこしくなりますでしょうから、むしろ河川管理者がそういう委員会といいますかそういうグループをおつくりになって、住民意見はこんなんだよと、それでそれを反映させるにはこんなやり方がいいのではないのというようなことを考えるような、個別個別のことに関して、あるいはある住民のグループの意見に対してといいますか、そういうものがあってもいいのではないかと。

もう1つは、これはあまりにも出過ぎたことかもしれませんが、自治体の長の意見もそういうのをうまく判断するような組織があった方が本当はいいのかもしれないと思います。ある都道府県の知事が言っていることは本当に中央値を言っているのかどうかなんていうようなのを、出過ぎかもしれませんが、ただそんなのがあった方が本当は河川管理者は聞きやすいな、ためになるなという思いです。

まあこれは提言といいますか提案ですから何でも好きなことを言えるという意味で、そういうのをここに加えていただければということです。

上の方の「共存する」というのは、「伝える」「聴く」だけはいかんで、河川管理者とともにそれを考える、共有というのでしょうかね、共存というところとちょっとわからないので、そういうふうなことがそこに入っているということです。それは私がぎりぎりになって考えた挙げ句出した部分です。

それと、一番最後は私ではないです。安全・安心・納得・満足→信頼、これは私ではない。私はよくは理解していません。これは真澄さんではなかったんですか。

○田中WGリーダー

私では。川上委員どうでしょうか。

○川上委員

これは私がたたきを出したのがそのままここに載っかっちゃったみたいで、これは点が1つ右の方にずれるんです。「住民との連携・協働」「相互理解」の中の一つの項目にすぎないということで、本来ここに載るべきものではないと思うんですけど。

○寺田委員

寺田です。目次構成でちょっとだけ小うるさいことを申し上げれば、Ⅰの「住民意見聴取・反映のためにとられた従来の方法」というのはちょっと不適切です。さっき申し上げたように、これは住民参加のためにとられてきた従来の方法なんですね。住民参加の中に住民に対する情報提供としての説明という第1段階もあれば、第2段階の意見聴取をするというものも通常は入るんです。だけれども、第3段階としての反映というところまで住民参加として当然に入るというふうな考え方が当たり前ということではないんです。だけれども、河川法は、規定の仕方は先ほど言ったように、住民意見を反映させるために必要な処置を講じるべきとしています。この処置というのをどういうふうに文理解釈するかということはいえ言えば言えば、言葉をかえれば方法ですね。だから、意見を聞く、意見を反映するために必要な方法を何かとりなさいと、これは手続としてとりなさいという意味で、実体として何かを獲得目標としてやらなくちゃいけないということでもないです。

そうしますと、さっきも言いましたように、今までのほかの法律の規定で、住民参加に関する規定はまちづくりの関係とか都市計画とかたくさんあります。そこで規定しているのは、住民の意見を聞くことはできるとか、意見を聴取しなければならないとか、意見書を提出することができるとか、そういうふうな規定の仕方をしてきたわけです。それで、事前に計画内容を縦覧し閲覧することができる。場合によっては謄写することもできるという情報提供なんです。そういう形でずっと

やっていたんですね。

ところが、河川法はそういう規定の仕方をしてこなかったというのはさっき説明したとおりなんです。だから、従来とってきた方法というのは実は、この「住民意見聴取・反映」ということにするとこれはちょっと違う。だから、間違いないところでは、住民参加のためにとられてきた従来の方法というふうに変えた方がよいことは間違いありません。厳格に言葉を使うならばですね。

あと1、2の辺も頭に置きながら、皆さんの理解の中でもなかなかこういうものは峻別しにくいと思うのですが、これは使い分けをされた方がいいんです。それで、意見聴取とか意見反映というのは、住民参加の実質化なんですね。それを実質的に住民の意見が十分に言えるとか、場合によっては意見を反映する機会も与えられるとかいうことですね。それを言葉で言えば意見聴取とか意見反映というふうな言葉になるんで、住民参加にはさまざまな形がありますから。しかも、今までとられてきたものは少なくとも単なるかなり形式的な住民意見聴取にとどまってきている。だから、細かいことですけど、ちょっとタイトルを変えられた方がいいと思います。

○田中WGリーダー

住民参加という相対的な言葉で使っているということですね。

○寺田委員

はい。住民参加は非常に広い、広義の言葉で、これは行政法学上の用語なんですよね。現在では用語化していますけれども、その中身は何かというと、行政計画をつくるという計画策定過程において、住民に限りません、住民とか関係者が意見を述べることができるというのが、この住民参加の定義づけをすればそういうことなんです。だから、例えば前も申し上げましたけれども、流域委員会が有識者として諮問を受けて意見を言うというのも実は住民参加の一つとしてとらえることもできるわけですね。それから、自治体の長とか首長さんが意見を原案ができてから言いますよね。あれもいわば広い意味での住民参加なんです。それはちょっとそこまで広げなくてもいいんですが、地域住民と、もしくは地域に限りませんが市民とかそういう点のことを対象として考えれば、住民参加という言葉で使われた方が間違いはない。初めから限定された住民参加の形を想定すると、違った材料が入ってくると間違えることがあるので、そこだけ注意させてもらいました。

○田中WGリーダー

ということは、住民参加のためにとられてきた従来のやり方の中に意見聴取という、分析を細かくすればいいわけですね。

○寺田委員

そうです。

○本多委員

本多です。目次の流れなんですけれども、私も思いますに、やはり物語のように順番に解決していくような流れというものがあろうかと思うんです。私が特に重要だなと思っているのは、情報公開と説明責任という問題があろうかと思うんです。これは下の方に書いてありますけれども、従来の住民、この委員会ではなくて、住民に対して説明責任やいろんな種類の提供というものがどうだったのか、本当に満足してもらえるような回答になっていたのかどうかということも検証してみる必要があろうかと思うんです。

きょう実はこうやって参考資料1-1とか1-2というのが出てきましたけれども、これは従来あった資料をここへ再提出していただいたのではなしに、私たちが要望したことによって新たにくっていただいた資料なんですね。それで、きょうも三田村先生が5つの質問をされましたから、当然またその5つの新たな資料が作成されて私たちのところに提供されてくると思うんです。そうしますと、やはり住民の皆さんに対しても、今ある資料を提供するというのではなくて、こういう問題はこうなっているのということに対する新たな要望に基づいて資料を提供するということもやはり必要になってくるのではないかと思うんですね。そういうもっと突っ込んだ情報公開ということ考えたときに、その次に恐らく専門部署の設置とかそういうものの重要性というものが出てくるのではないかというような気が少ししています。

ですから、少しその流れも踏まえていくと、次に来る項目とかいうのはだんだん重みが、また重要性が増して理解されやすいのではないかというふうに思いますので、ちょっとこの辺は順番を変えてみたらどうかというような気がするんですが、いかがでしょうか。

○田中WGリーダー

あくまでも案ですので、作業部会でもいろいろと、はい。

○三田村委員

本多委員がそんなことをおっしゃっちゃいかんのです。一緒にこれをつくられたんです。それで、ポツに書いたのは順番でも何でもありません。こういうキーワードが考えられますよというので挙がっているだけです。そうですね、リーダー。

○田中WGリーダー

そうです。

○三田村委員

ですから、合併するところもあるでしょうし、新たにつくらなきゃならないところもある。合併するだとか削除するというのは後で比較的簡単ですけども、新たにこれは要するに作業検討会で考

えていいのを出してくれというようなキーワードでもタイトルでもあれば、それを伺うのがきょうの一番大きな目的だろうと思います。要するに、宿題を私たちに出示してくださいということです。

○今本委員長

全体を見まして、これは住民参加部会としての報告書のような気がするんです。この2年間何をしてきたかということですね。そうしますと、全体としてのタイトルもつけた方がいいのではないのですかね。単なる住民参加部会報告書ではなく、また新たな展開を目指してといいますか、何かそういうタイトルを考えていただきたい。

それから、ⅠとⅡの言葉はそろえた方がいいのではないか。例えば、今言われたように住民参加のためにとられた従来の方法というのでしたら、Ⅱの方は、住民参加のためにとるべき新たな提案とか、そういう言葉ですね。

それと、Ⅰの方の基本的概念の中の3番目の黒ポツに委員会が提言した方法というのがありますが、これは2の方の対話集会の評価の上の方に置くべきことではないかなという気がしました。新たな提案の中に、これは河川管理者は嫌がるかわかりませんが、住民に開かれた日というのをつくったらどうかとか、例えば月に1回ぐらい住民にいつでもこの日は来てくださいというのを事務所の中でつくりなさいと。そうすると、そのときそこへ直接来ていろんなことが言えるではないかという何か提案を検討してもらえませんかということです。

○三田村委員

それは流域懇談会なんですが。

○今本委員長

うーん、なるほど。

○三田村委員

調節していただいて、月に1回だとか2回だとか。

○今本委員長

なるほど、これがですか。何か懇談会というと、イメージとしてこの流域委員会の前のやつを流域懇談会とかいっているところがありますが、では、ちょっと私の錯覚かもわかりません。私は、開かれた事務所へという感じのことを提案されたらどうかと。

○田中WGリーダー

開かれた対話のあり方の中に。

○今本委員長

対話ではなくて、事務所を開けというんですよ。この日は自由に参加して意見を言ってください

と。そしたらそのときに、何人かちょっと手はとられるかも知れませんが、ばらばら来るな、むしろこの日にかためて来てくださいますとか、何かそういうことをやったらどうかと。これはしんどいかもわかりませんがね。これは単なる一つの提案です。

○寺田委員

寺田です。Ⅱの方の赤で加わった部分、これは非常に具体的な提案をしようという部分だと思います。これは後ほど川上さんの方から説明があるのではないかなと思うんですけども。

これは、かなり住民意見の反映ということについての理解の仕方がさまざまで、実はここはかなり議論しないと、いけないと思います。さっきも言いましたように、要はこの規定は、第1段階、最初のステップと第2ステップを充実した形で行うことによって、何が得られるかわからないけれども、その過程、その結果であって、住民意見を必ずどこかに反映しなくてはならないということではないんです。規定ももちろんそうだし、あくまでも手続なんですよ。だから、反映させるために委員会をつくって、これこれが代表的意見だからこれを必ずどこかに入れなさいとか、そういうようなことを求めているとは思ってないんですけども、そういう考えももちろんあるかもしれません。だから、これはかなりいろいろ考え方があると思うんです。

だから、ここを少し説明をしていただいて、この3つの仕組みですね、組織が書いてあるんですけども、専門部署と意見反映委員会と流域懇談会というのがあって、これは一体どういう内容でやるのか、どういうことに基づいてこういう具体的な提案をしようとするのかということをお各委員が十分にお聞きになって、きょうはすぐには意見を出せないと思うので、賛成も反対も違った意見も含めて意見を出し合った方が。ここはかなり具体的な提案なので、かなり議論しておかないといけないと思います。

それから、このワーキンググループの意見書はワーキングだけで決めるんですか。これはやっぱり何か案ができてからみんなに出すんですか。

○田中WGリーダー

やはり委員会としての意見書になりますので、最終的には委員全員に諮ってから決めたいと思っているんです。

○寺田委員

そうしますと、まさにこの意見反映の機会を実はこういうふうなことを具体的な提案として今考えているよというのは、ちょっとここでワーキングでつくってしまうまでにアナウンスされて、意見をお聞きになった方がいい部分ではないかな。今はこういう各論は全く出てきてないでしょうから。だから、そういう点はここでちょっと、どういうふうに進めるかも含めて。できたら中身の説

明をしてもらった方がありがたいです。

○田中WGリーダー

住民参加部会に一応ちゃんとした形で議論しなければならないということはわかっているんですが。部会長さん、ちょっと簡単に説明していただけますか。

○三田村委員

赤色の部分ですか。実は、対話集会のように、これをやりなさい、あれもやりなさいという表現はしてなかったんですけども、かなり有効ですからこれをおやりになったらどうでしょうかという提言をやったように記憶しております。この赤は全然そまでのものではなくて、お困りだったらこういう方法もあるのではないのでしょうかというようなことです。例えば専門部署を設置されますと河川管理者が非常に有効に住民意見を聴取できるのではないか、そういう仕組みをおつくりになったらもっといいのではないのという、そういう表現です。

次のも、住民意見反映委員会なんていうのを先ほど言いましたけれども、これも、河川管理者が対話集会だとかあるいはファクスで受け付けるだとかそういうことをなさっても、大事な部分がひょっとしたら落ちているかもしれない。中央値がもしかしたらとれてないかもしれない。それは専門部署を設置されてそこに優秀な人がいらっしゃれば問題ないのしょうけれども、なかなかそうもいかないかもしれないですね。それで、反映するときにもお困りになるのではないか。そしたら、こういうものをつくって、そこでまとめていただいた作業委員会みたいなもので、その意見をワンクッション置いていただかれると河川管理者として管理しやすいのではないかということですね。

3つ目も全く同じようなことです。今までのやり方を補足するという意味においても、常に住民の意見が聞こえてくるような仕組みをつくっておいた方が、いざこういう問題だけに対応するというよりも、常の住民の意見というのを聞いておいた方が、新たな問題ができたときにも、ベースになる、バックボーンになるところの意見が聞けるという意味でいいのではないのでしょうかという意味です。その一つとして委員長がおっしゃったように事務所を開放したらどうかという意見につながっていくのだろうと思うんですけども。何かそういう仕組みをお考えになったらどうかと、そういう意味の提案です。それによって、反映する場合にも便利になるし、よりよい、より正確なものができるのではないのでしょうかと。

そういう意味で、ここはかなり具体的なことを私は思いついて書いたんですけど。

○田中WGリーダー

川上委員、何かご意見ございましたら。

○川上委員

これからのプロセスですけれども、作業班の方でたたき案をつくりましてそれをこのワーキングに上げて、さらに皆さんで修正していただいて、住民参加部会、委員会という順番で上がっていくことになると思うんですけれども、今ここにお示ししておりますものは、本当に今アイデア出しをやっている段階でございまして、たたきまで行ってない、本当にみんなが、作業班の委員が頭を悩ませてブレインストーミングをやって、こんなことをやったらどうだろうか、あんなことはどうだろうかという段階のものがきょうお出ししている資料なんですね。

1枚めくっていただきまして2ページなんですけれども、まず忘れてはならないこと、これは第2回のワーキングで寺田さんからご指摘のありました、また、元調査官の児玉さんからもお話があったことを、忘れないでおこうねということで冒頭に挙げさせていただいたんですね。何が我々に今求められているのかということちゃんと認識してやらないと、今現在我々がやっている状況では議論が物すごく拡散しているんです。どこに落ちつくのかも全然見えない状況です。それで、児玉さんのご発言ですから、文章にするために少しアレンジをさせていただいたのがここに書いてあって、一番重要な部分は下線が引っ張ってある部分なんですね。「特に、整備計画の策定過程の住民意見の聴取の部分に限って、明確にお聞きしているわけです。手続きの何をすればよいか、具体的な方法ということです」ということで、具体的な方法が求められているわけです。

ところが、キーワード集といいますかキーセンテンスといいますか、今ここに羅列しておりますのは、今までこのワーキングの中で議論されてきた個々の委員のご意見の要旨、それから、それぞれの委員が文書でお出しいただいた意見の中のセンテンスを目次案の項目に従って列挙しただけなんです。つまり、料理をちょっと考えていただきましたら、例えばすき焼きになるか寄せ鍋になるかしやぶしやぶになるかわからないと。しかし、いろんなレシピ、素材をとにかく今集めてみたらこうなったというのがきょうのこのキーワード集の状態なんですね。

したがって、当然委員間に意見の、見解の相違や、それから対立すらこの中には含まれております。この中から意見として有意義なものを今後抽出していこうという考え方でございます。この中身を一々説明しているとなかなか大変ですので、説明は省略させていただきたいと思います。お帰りになって読んでいただきたいと思います。

○今本委員長

私はこの中身をやるよりも、先ほど寺田さんの言われた意見聴取のレベルと反映との問題とは別個だということを、ここですつと言われているのですが、やっぱりこういう目次になると出てきますから、このところをワーキングとしてもしっかりと峻別して扱うのだということを理解する

ようにした方がいいのではないですかね。

○田中WGリーダー

共通認識としてしておいた方がいいと。

○今本委員長

はい。

○三田村委員

よろしいですか、コメントですけれども。

実は、初めに議論されてできて上がったのは、聴取と反映と分けたのです。Ⅲに反映だったでしょうかね。ところが、密接にかかわるのです。ですから、文書の表現でそこは変えざるを得ないかなということだったように思います。そうだったですね。

○澤井WGサブリーダー

Ⅲに設けたのは社会的合意だと思います。

○三田村委員

合意形成だったですか。いずれにしても、聴取反映を分けようということがかなり出ていたように思ったのですが、そうじゃなかったのかな。合併したのじゃなかったですか、聴取と反映。

○澤井WGサブリーダー

聴取反映は、むしろ一緒にしなさいということが前回の検討会のご意見だったように思っているふうにしていますけれど。

○三田村委員

考え方は基本的には違うのですけどね。

○今本委員長

一連のものなのだけれども、反映はちょっと違うというふうな説明ではなかったですか。寺田さん、もう一遍このところをご説明いただけませんか。

○寺田委員

さっき申し上げたのは、第1段階の説明会等を中心とした情報提供、要するに管理者側で言えばですね。受ける側から言えば情報を受けるという。第2段階が意見が述べられるという、それが住民意見聴取というふうに言っているわけですね。単に意見を述べるだけでは言いつ放しに終わっちゃうから、それが一定反映の可能性があるので、そういう仕組みにした方法をやるという、それが第3段階ということで、それが意見反映ということなので、使い分けをしなくてはいけないというのが私の意見です。その段階が違うのではないかと思います。それから、初めから意見を単に聞く、さ

まざまな多様な意見を聞くということに徹するという、そういう意見聴取というのがあるわけですね。それを今までやってきたことなんです。第3段階ではやっぱり何か目新しいものというか、そういうものを見つけたり、よりよい計画づくりの中身として、自分たちが考えたものから漏れているものはないかとかということで、計画の中身に反映するために行う手続、それが第3段階であるというふうに思っているのですけど。

それに、先ほど三田村委員と川上委員がこの赤の部分を説明していただいたので、これは結局、誤解があったらいけないのでお聞きするのですけれども、この3つの具体的な手法ですけれども、これは管理者がこういうものを例えば部署を設置する、もしくは住民意見反映のための委員会を管理者の中に置くと。第三者委員会ではなくて、管理者が何かそういう、よく言えば、みんな部署やとこれは、そういうことで理解はいいのでしょうか。

○三田村委員

実は、先ほどの第1段階、第2段階、第3段階の、第3段階のことなのです。第3段階は、本当は私たちは余り口出しする問題ではないと思うのです。河川管理者の裁量権の中におさまっていることなのですけれども、随分悩んでいらっしゃるようなことを伺っていますから、反映方法についても、こんな方法もあるのではないのでしょうかとか、そういう意味です。おっしゃったように、全く管理者がお考えになる内容です。それをこんなふうなものもありますよという、ちょっとおせっかいな内容ですね。住民対話集会は聴取の方法なんです。

○今本委員長

河川管理者への質問よろしいですか。

○田中WGリーダー

どうぞ。

○今本委員長

今の考えで河川管理者の方はどういうふうに思われますか、今のプロセス。よろしいのですかね。あるいはこれは検討していただいて回答をいただくということでも結構ですけど、非常に大事なことです。委員会と河川管理者とが全く違った概念で動いていたらおかしいものになるのではないのでしょうか。そういう意味で、突然で申しわけないですけど、お聞きさせてもらっています。これはまた河川管理者として内部で検討が必要でしたらしていただいて、回答いただくでも結構ですけどね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

今、委員長がおっしゃったプロセスというのは具体的にはどの部分を指して。

○今本委員長

例えば、河川管理者が第1段階として情報を発信する、住民側から言えばそれを受けるですね。受けたものに対して、第2段階として意見を聞く、第3段階としてその聞いた意見を反映させるという、それでよろしいですかね。

○三田村委員

大きい意味でそれでいいと思います。

○今本委員長

大まかにですね。そういうふうな分け方のうち、反映については我々は口出しできないですけども、こういう形でやったらどうかというところが委員会の仕事ですね。意見の聞き方についても、これはいろいろと提案がありますよね。対話集会しかり、そのほかもしかり。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

先ほどの川上委員の2ページのところに書いていらっしゃるのが、私どももこれがすべてとおっておりますので、分け方がそれでいいと言われるれば、そういうものであればそれでも構わないとおっておりますが、要は、具体的な手法として我々は確かに悩んでおりますのでどういったことをやればいいのかを教えていただきたいと、ご意見があれば聞かせていただきたいというふうに思っておりますので、それを例えば第1段階、第2段階、第3段階としてそれぞれこういうことがあるのではないですかというお話であれば、それはそのように教えていただければいいのではないかと思いますけれども。よく理解してないのかもしれませんが。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。個人的な感想になるかもしれませんが、例えば三田村委員がご提案になった赤色のところなのですけども、こう書かれるのは一つのアイデアとして提案されるというのは、それは皆さんが合意されたことかと思いますが、肝心なのは、例えば三田村先生がおっしゃったように河川管理者が悩んでいる点について、これをすれば解決するのではないかというご提案であれば、なぜこれをするか解決するのにかまで書いていただけると大変助かります。つまり、河川管理者が悩んでいることは多分だれでも悩むだろうと。けども、その意見反映委員会を設置すると何か自動的に答えが出てくるというような仕組みがあるのかどうかです。中央値を河川管理者はわからない、では委員会を設置したら中央値がわかる。けど、ひょっとしたらその委員会が構成されている方々によって中央値の評価もぶれたりすることもあるかと思うのですけれども、そういったところまで含めてご意見をいただけると助かるのかなという、これは私の個人的な感想ですけども思いました。

○田中WGリーダー

はい。

○千代延委員

千代延です。やはり河川に対するいろいろな考え方、例えば治水に関してはごく最近でもないのですけれども、もともと洪水を川の中に閉じ込めるということから、もっと緩やかに対応してあふれることも前提にという、そういう考えが最近出てきておりますね。皆さん立派な能力をお持ちなのですけれども、従来の考えで河川行政、あるいは治水、利水、いろんな環境についてもお考えだと。その発想というか判断といいますか、その基準が長いこと建設省の当時からずっと営々と引き継がれたままでなかなか変わらずに残っているので、その辺のところが少し内部での自己改革だけではついていけない、あるいは外から求められているものに応じられないということがあると私は思うのです。そういう面で、それを新しい方向にもっと進んでいただくために何かこれが役に立つような、ここに赤字で書いてありますけど、そういうものになれば、ぜひこういうものを設けたらどうかという気がします。

もちろん、当然のことながら、何でも最終的にこれを判断してこの次の計画に反映するとか、しないとかというのは、完全に河川管理者の専権事項ですから、そのところをどうこう言うつもりはありません。以上です。

○澤井WGサブリーダー

今、リーダーが席を外されていますので、私が進行をさせていただきます。

今の件について河川管理者の方、何かございませんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

そういう考え方で出していただければ、我々としてもありがたいと思います。要はいろんな考え方があるでしょうから、こんな方法はどうかとかと、そういうご提案があれば、それをまさに千代延委員が今おっしゃったように、我々の方で採用するといいますか、それを最終的にどうするかというのは、確かに河川管理者の専権事項でございますので、そこは判断させていただきたいと思います。

○川上委員

河川管理者がお悩みだというお話ですけれども、我々がこういうことを担当することになって、実はもっと悩んでおりまして、私はこの住民連携という看板をいただいておりますけれども、考えれば考えるほど自分の民度といいますか、あるいはこういう民主主義のプロセスについての経験や知識や思想といいますか、その不足を痛感するばかりなのです、まさに。しよせん我々はこのレベ

ルなのかなと、戦後60年たっても。何かそういうことで、非常に悩ましいのが今の正直な心境です。

しかし、限られた時間の中で、さらにとりあえず当面作業部会の委員で徹底議論をしまして、やっていきたいと思うのですけれども。

今の状況で会議だけで集まって物事を進めていくというのは非常に効率が悪いので、もっとそれこそメールだとか会議室だとか、庶務からも提案がありましたけれども、会議室をもっと活用して議論を活発にしながら知恵出しをやっていきたいと思うのですけれども。

○田中WGリーダー

今の方針はまたその方向で決めていきたいと思っております。

赤ポツの件はまた作業部会でいろいろ議論し、審議していきたいと思います。今のご意見を参考にしながら審議していきたいと思います。

それで、時間ももう過ぎてしまったのですが。

次の3項目に入りたいと思います。

○寺田委員

ちょっと1点だけ。

目次のところで、Ⅱの一番最初が対話集会の改善と書いていますが、これは委員会が前に提言して、それから意見書を出したそのことなのだろうと思うのですけれども、改善と書いているから、改善の範囲に今回はとどめるという意識でいいのかどうか、それであればそれを前提に考えたいと思いますね。前のときは、ファシリテーター方式による住民対話集会、もしくは住民討論集会というものを提言して、特にこの意見反映のところでは、流域委員会が関与する形になっていますよね。意見対立が激しい場合には流域委員会に、こっちに持ってきてもらって、で、また管理者の方に投げ返したような方式。だから、これは改善という点からいけば、これは維持をすると、これはやめたということではないと。で、そのファシリテーター方式によるこの対話集会は対話集会として活用していただくと、必要に応じて。別の角度からこういう赤で書いたようなものも含めて、今度は新たに提案していこうという認識でいいのかどうかだけ、ちょっと。

○田中WGリーダー

ファシリテーター方式というものをここに改善とありますが、このファシリテーター方式の対話集会の中でも改善するべき点があるのではないかと。別に対話集会をやめるとかやめないとかという問題ではなくて、あくまでも対話集会をさらにどのような方向に進めていくかという点を含めた改善というふうに理解してよろしいですね。

○寺田委員

1番はね。2番はだから違うでしょう、それは。2番は全く違った視点からの提案にしようということです。

○川上委員

川上です。これは私の個人的な見解ですが、流域委員会が提案した対話集会というのは、画期的な手法で有効であったというふうに私は評価しています。ただ、河川管理者からも指摘がありましたように、事実誤認に基づく議論が突っ走ってしまったようなこともありますし、そのほかにもその広報ですね、さっきの人を集める手法についても考えなくてはいいですね。それから、河川管理者が行う住民説明会と対話集会との整合性といいますか、関係は、いろいろと見直して改善することによって、さらにいいものになっていくと思うのです。ただ、これが、意見聴取のすべての方法かという、これは一つの手法にしかすぎないわけです。ほかにさまざまな考え方と手法があるだろうということで、このⅡの2の項目でそれを考えようというわけです。

それで、Ⅱのタイトルは最初は「新たな住民意見聴取反映の方法」というタイトルになっていたのです。しかし、その全く新しい方法というのは、これからのプロセスで出てくるかもしれませんが、これまでのところ、はっきり言って、ないと思ったわけです。そこで、ちょっとロジックですが、方法に関する新たな提案というふうに実は書きかえたのです。それが皆さんにお認めいただけるかどうか分かりませんが、新しい方法を考えようと、そういうふうにおしかりを受けるかもしれませんが、作業チームでは今そのように考えておるのが私の個人的見解です。

○今本委員長

私は対話集会の改善ということを希望していますが、きょうの説明にありましたように、少なくともこれまで河川管理者は住民説明会だとか、ほかのこともやっておられるわけですね。そのそれぞれに対して改善策を提言する必要があるのではないですか。ちょっと対話集会に限定し過ぎではないかと思うのです。ぜひ一度ワーキングでご検討ください。

○三田村委員

これは私個人の考えですが、きょう3つに大きく分けて河川管理者がお話になりました。そのうちの1つが対話集会でありますから、それはよろしいとしても、あとの2つが、本当に2つに大きく分けていいのかどうか、あるいはもっと違うものがあるのかもしれない。対話集会以外のものは流域委員会が積極的に提言したものでもないものをやっているわけですね。従来の方法を使っているわけですね。それに対してもやっぱりコメントする必要があると思います。

あるいは、それとは違ったこういうやり方の方がいいのではないか、そういう意味で先ほど総括していただいたものにすぐご回答いただきたいというふうに言ったのですけれども。おっしゃるように対話集会だけではないと思います。

寺田先生がおっしゃったその改善という言葉の中身ですが、言葉があんまりよろしくないかもしれないですね。充実という意味だろうと思います。本来は。充実案というのはどうなのかなということですね。対話集会で私たちが提言したものを真摯に受けとめて実行してくださっているのですけれども、幾つか問題点があるのだらうと思います。そこをよりよいものにしていくという意味での改善、あるいは充実だというぐあいにお考えくださればいいと思います。違いましたか。

○川上委員

そのとおりだと思います。それで、河川管理者の方で実施された住民説明会も改善されて、コーディネーターを置くようなスタイルで実施されているところもあるのです。このコーディネーターを置いて進める住民説明会をもっともっとこれを改善していくと、極めて対話集会に、ファシリテーターを置く対話集会に近づいてきて、一緒になっちゃうのではないかという気もするのです。その辺もよく考えてみたいと思います。

○田中WGリーダー

その辺も整理していかないといけません。

ほかにございませんか。なければ第3項目に入っていきたいと思います。

○三田村委員

ちょっとよろしいですか、作業する上で。ここにお集まりの委員の方だけでいいのかどうかは、これからどのようにこの目次案を提示されるのかわかりませんが、ぜひこの目次案をお持ち帰りになって、これを入れろというのがあれば、キーワードでも結構ですから、庶務を通して提案していただいた方がいいと思います。そうすると、そういうものを含めた案ができてくると思います。

○田中WGリーダー

意見を募集したいと思います。それは期日も切った方が僕はいいと思うのですが。いかがでしょうか。次が19日に予定されていると思うのですが。

○川上委員

庶務からこのファイルを皆さんに、メールに添付して送っていただいて読んでいただいたらどうですか。

○田中WGリーダー

ぜひ意見をいただきたいと思います。できれば18日午前中ぐらいまでに出していただければとい

う方向でお願いしたいのですが。

○今本委員長

きょうの委員会は、速記録をとって、やがて一般に公開されるわけですね。それまでには4週間とかそのぐらいかかります。私は、委員の人にはきょうのやったことをできるだけ早くワーキングでこんなことを検討していますよということを知らせてほしいのです。そうしますと、庶務の方が概要というのをつくられますよね。それをこれに資料全部が要るかどうかわかりませんが、なるべくほかの委員の方にも知らせていただければと思います。

○田中WGリーダー

概要はどのぐらいかかりますか。

○今本委員長

3日ぐらいでしたね。これまでの分は3日後ぐらいにつくってくれていますので、4日後には各委員がすぐ読める。我々だってこのワーキングに出席していても後から見て、こういうことがあったなというように反省にもなりますのでね。

○田中WGリーダー

19日というのは期日的にはちょっとしんどいですね。

○今本委員長

それとは別に、なるべくほかの委員の方にも早く知らせてほしいということです。

○田中WGリーダー

期日限定はしませんか。

○川上委員

それは物理的に3日ぐらいはやむを得ないですから。

○田中WGリーダー

やむを得ないですね。では、原則的には19日までに出示していただく。

○川上委員

できるだけ早くしていただくということで。

1つ重要なことを説明しておく必要があると思うのです。社会的合意についてですけれども。寺田委員の方から第2回のワーキング検討会のときに、河川管理者から求められているのはこの意見聴取の聴取反映の方法についてであって、社会的合意については法的要件でもないし、特に意見を求められているわけでもないという趣旨のご意見がありまして、作業班でもこの目次を検討する中で、Ⅰ、Ⅱ、ⅢのⅢを実は社会的合意に据えていたのですけれども、これはやめようということに

したのですけれども。

ただ、やはり社会的合意という考え方は、この2ページの上に書いた児玉さんのご発言の中にもありますように、やっぱりこの住民参加とか住民意見の反映とかということと密接な方の関係を持っておりますので、その関係性において、やはり本文の中に1項を設けて述べる必要があろうかということで、このような目次案になっているわけですが、このことについて寺田さんのご意見を承りたいのですけれども。

○寺田委員

私個人的には、これはⅢにして、内容的にはそんなにたくさんになるとは思わないのですけれども、別にした方がいいかなと。私が言った社会的合意についての意見は、前半の部分は今川上さんがおっしゃったとおりなのです。ただし、何も言わなくてもいいということではなくて、これは我々が提言の中でダム事業に関して例外的な場合としての社会的合意について言っていますよね。そうすると、社会的合意というのはどういう考え方なのかということを明確にする責任があると思いますから。

最近住民参加の目的を、社会的合意を得るのだということ言われている場合も中にはあるのですよね。やっぱり我々が考えている社会的合意というのは、この委員会での共通認識としてはこういうことを想定しているのだと、考えているのだと。だから、この提言で言った社会的合意というのは、このように理解してほしいのだということは、やはり説明しておく方がいいのかなと。それを今のⅡの2の中のボツの中で書くと、ちょっと紛らわしくなって、別項目にされた方がいいのかなという気がしました。

○川上委員

別項目にするという考え方と、別冊にする、あるいは参考意見としてこの意見書に添付するという考え方もありまして、どちらがよろしいでしょうか。

○寺田委員

それはどちらでもいい。

○田中WGリーダー

別冊となるとかなり文章の数がふえますよね。

○川上委員

別冊というても2ページぐらいだと思うのですけどね。

○田中WGリーダー

このことについてももう少し作業部会で議論してみたいと思います。

〔各項目についてのたたき案作成分担及び今後の進め方〕

○田中WGリーダー

時間も大分オーバーしていますので、次のたたき案の作成分担及び今後の進め方ということについて、最後に議論したいと思います。分担というのは、またこれはここでいろいろ議論するよりは作業部会でしてはどうでしょうか。あるいは、以外の方のご意見も伺いながら、私がこの辺を書きたいとか、ご要望があればぜひ言っていただきたいと思います。あるいはこちらからまたお願いするかもしれませんが、このことについては作業部会で検討してよろしいでしょうか。いいでしょうか。お願いいたします。では、そういうことに。

○澤井WGサブリーダー

今後の進め方について、先ほど寺田さんの方から、これは全体に諮る機会を持つべきだというお話があって、それを我々の方でも既にこの前に相談をしています。既に日程を決めているのは、その他の資料につけていますけれども、9月19日、ここでまずワーキングの意見交換会というのがあります。そのすぐ後に、私どもが今予定しているのは9月25日を一応予定しているのですが、作業検討会をやろうというふうに考えています。そして、まだ日程等は上がっていませんが、住民参加部会で一度諮るということで、住民参加部会検討会ですね、それができれば10月の末ぐらいにと思っています。そしてまたこの作業検討会を繰り返して行って、そして委員会というのが恐らく12月中ごろに開かれるのではないかと想像しています。その場所でこのワーキングとしての答申ができればというふうに考えています。その後、委員全体で傍聴者を含む場所ですけれども、そこでさらに議論を出していただいて、そして1月の末ぐらいに意見書として採択をしていただければと、そんな方向で考えていますけれども。

○今本委員長

1月の委員会は、それこそセレモニー的になりますので、場合によっては1月に2回するということも考えないといけないかも知れませんね。スケジュールがあつて、それに合わすということができない場合もありますので、作業の進捗状況を見ながら今後のことを考えていきたいと思います。非常にこれはよく頑張っておられることはよくわかりますので、これ以上はあんまり無理は言えません。

○田中WGリーダー

今後のスケジュールについてはよろしいでしょうか。何かご意見は。

はい。

○三田村委員

委員長とほかの委員からもご意見を伺いたいのですけども、全委員に縦覧して意見を聞くという
手続をとるとというのは基本には考えているんですけど、実は大変なのです。で、基礎的な案をこし
らえて、これから目次に沿った中身ができるまでですね、それをまた委員の方に連絡して、それを
持ち寄ったものを検討して、またもう一度こういう検討会、あるいは部会でやって、またその結果
をまた出して。それが従来のやり方だったわけです。それで最後に委員会にというのがあります。
それでいきますと、10回以上とは言いませんけれども、5回よりも多数回を作業部会だとか作業
検討会をやらなくてはならないのです。それは覚悟しているのですが、そういう手続がやっぱり必
要でしょうか、流域委員会のやり方として。それが気になるのですけどね。

○今本委員長

必要だと思います。拙速よりもできるだけきちんと議論してやっていった方がいいと思いますね。
特に第1次委員の方にも意見を聞くというのはこのテーマに関しては非常に有効かも知れません。
ぜひご検討ください。

○三田村委員

そこで、今後の日程については、運営会議で考えることでありますので、次回の19日の運営会議
で日程一覧を提示してみたいと思うのですけれども、そのときにお諮りさせていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

ごめんなさい。私が言うんじゃない、これはリーダーですね、ごめんなさい。

○田中WGリーダー

いえいえ。

[その他]

○田中WGリーダー

では、今後の進め方、3まで終わりましたが、4のその他で、ワーキングの方としては議題は今
のところないのですが、もしこの機会にぜひこのことだけはちょっと議論しておきたいなと、わず
かな時間ですが、もしあればご意見を伺いたいと思います。

管理者の方の側からどなたかございませんか。後ろの方も何かございませんか。

○川上委員

きょう管理者からご提供いただいた対話集会の評価等に関する資料の中の文言ですけども、こ
れから検討する意見書のたたき案の中に一部引用させていただくのは構いませんか。もちろん河川
管理者提供資料よりというコメントを入れて。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい。

○川上委員

ありがとうございます。

○田中WGリーダー

では、庶務にお返しします。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

それでは大変貴重なお時間ですがちょっとだけご確認の時間をいただきたいと思います。

先ほど議論の中で三田村委員から河川管理者へ幾つかのご質問、宿題が出ました。1つは、いろいろな会議の回数と具体的な整理をいただきたいというご要望が出たと思います。2つ目は5つのお願いということで5点ほど具体的なご要望が出たと思います。それは河川管理者の方におまとめいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

○三田村委員

大至急提出していただきたいと思います。作業検討会の方に。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

大至急ということでまたご検討いただきたいと思います。

それと、大きな2点目で、目次案に対するご意見ということで、19日を目標にできるだけ早く全員から意見を求めると、そのときに結果報告を添付して送るということですが、具体的な日程はリーダーとご相談するということでよろしゅうございますでしょうか。

○田中WGリーダー

はい。

○庶務（日本能率協会総研 高橋）

それでは、予定を30分ほどオーバーしてしまいましたが、これをもちまして会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔午後 4時58分 閉会〕